

に、それは職分罰ではないといふことを素直に表示してゐる。(註Ⅲ)しかし、更にまた、仲裁裁判権はある程度刑事裁判権であり、主対象としては構成員身分の存続、會員義務、特別給付、割當等に關しての訟争を有するものであるから、名譽裁判権とは同列におかれ得ないのである。なほ最後のものについては、ハーマンによつて引用された觀點から、關係を仔細に研究すべきである。

秩序罰はしかし、單に目的決定及び目的指示によるのみならず、より廣汎な表徴を通じても職務罰と區別される。職務罰の本質には、それが常に刑事罰に累加的に相伴つて行はれるといふことが屬すべきであるが、秩序罰と刑事罰とは相互に排斥する。個々の規定—例へば價格委員會の全法律について効果を及ぼす價格取締令の第十五條、及び商品取引に關する命令第十五條における—において、それは明確に規定されてゐる。しかし、原則はその他にも効果を有さねばならぬ。(註Ⅳ)。職分罰の刑罰手段は警告、譴責、罰金、及び地位からの除名である。經濟法はそれに反して、單に金錢における秩序罰のみを認める。刑罰規準としての除名もまた、ハーマンの所見とは反對に存しない。ハーマンによつて報告された屠殺條例第二十二條は、許可に關する前提要件が最初から實現されないか、或は後に判落したことが明らかになつた時に、又は商人が或る違反行爲に對してたび／＼裁判上の處罰、或は秩序罰に處せられた場合には商人は家畜大市場の入場許可を取消され得るといふことを規定してゐるのである。これは、非信賴性による許可取消であり、従つて、例へば營業規則中に多く見られる如き行政法上の規定に關するものである。

職務罰とは名譽裁判権が結合する。職務罰はそれが警告の如き微罪刑に關せざる限り、特にこの目的のために形成された職分團裁判によつて科せられる。これに反して、秩序罰は非司法的職務地位により決定されるのである。さうして、それと同時に、廣範圍における刑罰権は職分團組織の手中に全く存しない。プロシヤの州知事が農業聯合團體の所屬員に、規定價格に違反せる故を以て、金錢で秩序罰を科する場合、それは職分團法、及び職分裁判権とは最早や何等の關係がないのである。しかしながら、すべてのこの論議に對し、決定的言葉を言はねばならぬ二つの理由がなほ生じて來るのである。

秩序罰権には職分團所屬員のみが服せしめられるのみならず、他の者もまた服せしめられる。しかしながら、職分罰の最も著しい表徴は、それが例外なく職分團員の集團にのみ限つてゐるといふことである(註Ⅴ)。すでにこの理由からのみで秩序罰が全く職分罰ではあり得ないのである。

しかもまた、秩序罰は全然職分罰であつてはならぬのである。それは、個々の組織のために特殊の職分裁判権の制度を準備してゐるといふことから結果するのである。即ち、一九三四年一月十五日のライヒ食糧職分團の暫定的建設に關する第二命令(官報第一部三二頁)は第五條第二項に、ライヒ食糧職分團は職分名譽の保護のために職分裁判を形成し得ることを規定してゐる。

職分裁判権は秩序罰権とは毫も關係がない。兩刑罰権の並置は、しかしながら、秩序罰が職分罰とは別個のものであることを呈示する。—別の例を内水航行が示してゐる。ライン、エルベ、下流エル



べ、中央ドイツ水路、オーデル、及びオストドイツ水路の航行業組合においては、組合員は規則第五條第二項により、名譽裁判規則に應じて名譽裁判權に服せしめられてゐる。「一九三四年のエルベ船舶業聯盟」において、規則第三十八條により名譽裁判所が業者が内水航行における活動に關して誠實なる商人たるための名譽或は信用とに一致しない態度を犯したる場合には、商會の所有者及び指導的使用人の責任を追求するといふことを挿入してゐる。名譽罰は警告、譴責、及び聯盟の機關からの當分の、或は永久の除名であり、従つて、刑罰手段は秩序罰に存する金錢のそれとは別の種類である。兩者の場合において、名譽裁判權は單純、且つ、獨立に秩序罰權と並存する。異なる前提と目的設定を以てこの二つの名譽裁判權を對立せしめることは、職分罰と秩序罰とは共に關係してゐないといふことを疑ひもなく明白ならしめるのである。

(註I) フーバーナーゲルによる報告、ドイツ職分團體の職務罰 *Gerichtssaal Bd. 106 (1935), S. 162*

(註II) フーバーナーゲル上掲一〇六頁以下、

(註III) フーバーナーゲル上掲、

(註IV) 第四章 I. II 參照、

(註V) クラーケンベルガー、秩序罰の法的性格、一九二二年、一一六頁以下、フーバーナーゲル上掲一六〇頁以下、

#### C. 特殊刑罰としての秩序罰

秩序罰は刑事罰でもなく、強制罰でもなく、また職分罰でもない。即ち、特殊の刑罰、或は行政處分であるといふ可能性のみが残る。この二者擇一は刑事罰の外に尙一つの非刑法上の刑罰が存するか

どうかの問題に導く。問題は度々論究されてゐるけれども、なほ、全き解明を持つに至つてゐない。蓋し、從來、人はこの課題の研究が法律政策上の觀點により強く影響せられる結果を生ずる關係において常に改革希望をなすからである。問題に、より詳しくたずさわる第一の機會をば、この世紀の移り目に發生した刑法から持別の警察不正を分離せんとする努力が提供した。第二十六回、及び第二十九回の法曹大會—一九〇二年、及び一九〇八年—はこの問題を從事取扱つた。さうして、第二十九回法曹大會は決議によつて分離を推奨した。(註I)。改革運動の理論的根據は、この時代に發生したところの行政刑法の學說であつた。さうして、この發生に當つては欲求が思想の父であつた。この學說によつて、規範違背の法果は二つの範疇に別たれる。即ち、合秩序的状態への復歸を努力し、さうして、この目的を肉體的、或は精神的強制の手段、特に強制罰によつて達成せんと企てるところの履行強制と、規範違背を罰せんとし、さうして、刑事罰、懲戒、及び「行政罰」の形式において現出するところの刑罰強制の二つである(註II)。實體刑法上の問題は司法と行政との間の境界線を引く課題と抱合し、かつ、混同する故に、この理論は効果多き結果には達し得ない。しかしながら、論説はその點、即ち、それが實定法中に刑事罰が同じく存しないといふ實證を提出するように努めてゐる點において重要である。

非刑法上の刑罰の問題はプロシヤ警察行政法の施行の機會に再び重要な意義を有した。この法律は微罪事件訴訟における刑罰權を裁判所及びライヒから共に取り去つて警察、従つて州に賦與せんとす



る目的を著しく追求してゐる。刑法上の刑事裁判権はライヒの権限内にあるから州の立法は刑法上の刑罰を採用し得ないかどうか、さうして、これがために正規の裁判権を排除し得るかどうかの問題は解明されねばならなかつた。けれども、この課題に關する論述をプロシヤ並にライヒは回避した。警察行政法は強制罰として警察上の刑罰を引き上げた。この場合には、今日ライヒ對プロシヤの對立の除去された後もはや慎重に疑問視されることはない如く、警察上の強制の限界が超越され、眞實の刑罰が形成された。この偽装の結果として、警察上の強制金の法的效力に關して曲飾された刑事罰に關するか、或は依然なほ強制罰に關するかどうかの誤れる問題に對し（註Ⅲ）、判決と學説が今後始まらんとする論争に這入つた。かくて、亦、この度もすべての討論は無結果に終る。

畢竟、不幸なる言語の慣用法による立法が、また問題の不明を招來したのである。何となれば、刑法上の刑罰、強制罰、及びその他の法律上の害惡に關して、同一の用語が散漫に雜然と使用されてゐて、そのため規定せられた刑罰手段の記號から何に關するか推定し得ないからである。

從來の問題處理の結果として、問題のすべての不明瞭さに拘らず刑事罰の外により軽い性質の法律上の害惡の存するといふことが殆んど常に認められるといふことが確言せられる（註Ⅳ）。また、問題が論争を原因としてプロシヤ警察行政法の法的效力について初められた限りでは、そのことはより一層肯定される。結局、全く明確な方法で、一九三〇年の刑法典に關する施行法の草案は、問題に對し意見を呈示してゐる。第十三條についての理由付けにおいて、刑法上の刑罰の外になほ、他の害惡が

存するとうたつてゐる。それには、先づ、「犯罪者によつて犯された法律違反の贖罪の爲に、刑事罰と全く同様に、規定され、且つ、科せられてゐる故に、刑罰性を有し、且つ、刑事罰に類似せる固有の意味の非刑事罰」が屬し、他方、また「既往に存する犯行を贖ふのでなく、當該者にある行爲をなすことを強制して、且つ、その意思をこの目的に向つて曲げなければならぬ強制罰が屬するのである。

草案が提示したこの二つの識別徴表をば研究の起點とせねばならぬ。この規準によつて見れば、ライヒ法及州法はすでに久しい以前から、贖罪處分は存するが刑事罰としては規定されてなかつた刑罰を有してゐたことが判明する。唯、二三の例を示せば、即ち、ライヒ税法第二百三條により財務官は課せられた租税に從はないう者に對し、行政處分で、不從順の結果としての保證金を科し得る。管船署、及び上級管船官房の怠慢なる陪席委員は一八七七年七月二十七日の海難法第十二條、第二十九條（官報五四九頁）により秩序罰に處せられ得る。營業規則第九十二條Cにより同業組合の理事は規則に違反せる組合員に對して罰金を科し得る。刑罰決定に對する不服は監督官廳に對してなされる。義務に違反して裁判上必要なる鑑定を拒絶した鑑定人は民事訴訟法第四百十一條第二項により罰金を宣告され得る。この種の刑罰は社會保險において特殊の役割を演じてゐる。ライヒ保險法第五百二十九條により、疾病金庫の長は治療した醫師の命令、又は疾病規則に違反し、或は規定通りの報告を等閑に附した保險者に對して罰金を科し得る。刑罰決定に對する不服は許されており、それにして



は保険署が最後の決定を下すのである。社會保險に關する規定通りの申告を等閑に附したものはライヒ保險法第五百三十條により、保險署によつて罰金に附せられ得る。關係者に對する不服はその最後の決定を下す上級保險官廳に對し許されてゐる。同様の刑罰規定をばライヒ保險法第五百三十一條、第六百八十條、第九百八條、第九百九條、第一千四十三條、第一千四百四條、第一千二百二十五條、第一千二百二十條、第一千二百二十一條、第一千四百八十七條、第一千四百八十八條、第一千四百八十九條、第一千四百九十條、第一千五百二條、第一千五百三條、第一千五百四十三條C、第一千五百五十六條、第一千五百八十一條、第一千七百六十七條、勞働保險法第三百三十五條、第三百三十六條、第三百四十三條、ライヒ疾病金庫法第十一條第七號が包含してゐる。最後に、州法律も亦この種の刑罰を有する。例へば、プロシヤの一九一六年五月十一日の漁業法第七十八條(GS五五頁)により組合團體の設立に際して取扱ひ監督官は關係者、鑑定人、及び第三者に不當行爲の理由で秩序罰を決定し得る。―上述の刑罰はすべて形式的關係においてそれ以上同一の徵表を呈示する。それは刑事裁判官によつて科せられるのではなく、官廳、又は公法上の社團によつて科せられるのである。たとひ裁判官がなす場合でも、ここでは判決手續においてではなく警察上或は行政手續上の權能の執行においてなすのである。刑罰の決定に對しては刑事訴訟における法律手續及び法律救済は生ぜず、特別規定によつてのみ異議が行はれるのである。形式上この刑罰は従つて例外なく正規の裁判權を遠ざけるのである。

經濟法の秩序罰は上述の刑罰と重要な徵表において一致してゐる。犯人が法律、規則、或はそのものに對して拘束力を有する命令に違反したことに對して科せられるのであるから、それは犯された侵害についての贖罪であり、さうして、それは行政處分ではない。即ち、それは現在の行政利益の故に科せられるのではなく、犯罪者に單獨にその犯した罪の故に科せなければならぬ。他方において、秩序罰は正規の刑事裁判權から全く獨立したものである。従つて、結論は經濟法の秩序罰は非刑法上の刑罰であるといふことになる。

(註I) この問題に關する Hippel の Deutsches Strafrecht, Bd. 2, 1930, S. 103 の文献紹介。

(註II) 例へばクランケンベルガー六〇頁以下を參照。

(註III) Dronsch による文献に關する報告、ライヒ及びプロシヤ行政新聞一九三一年九二五頁―唯、カール・シェフアー(法律回覽、一九三一年一六九頁以下)が強制金は非刑法上の刑罰であるか、従つてライヒ法に存続せよかどうかの問題が重要であるといふことを明にしてゐるにすぎない。

(註IV) クランケンベルガーによる紹介、上掲九三頁以下、一三三頁以下、

(註V) シェフアー上掲、ケルステインス、ライヒ及びプロシヤ行政新聞 一九三二年 三二二頁、ベリッゲ 法律週報 一九三二年 一七七六頁。

#### D. 秩序罰と違警罪

一方非刑法上の刑罰と他方刑法上の刑罰との相違表徵は明確なる分離線を表示する。しかるに、秩序罰は現行法律の違警罪罰に、内容、及び目的規定から見て密接に類似してゐる。すでに指摘した如く―上述B. 3―違警罪罰と刑事罰とは、一は倫理的中性であり、他は倫理的に結合されてゐるといふ點において狭義の意味において異なるのである。以前ほとんど注意されなかつたこの對比は國家社



會主義的刑法觀を基礎としてゐる。健全なる國民感想上當然排斥され、贖罪を必要とするが故に或る行爲が可罰的であるかどうか、又、それを國家が秩序理由から寛容されざるが故に或る態度が罰せられるかどうかは、いさゝか根本的に相異せるものである。それは行爲の刑法上の問題においても明かなる表現を見る。犯罪者は自己の名譽を害する刑罰を受け、犯行によつて彼は國民協同體から逸脱し、そして何よりも彼の罪の贖ひによつて再び同權の國民として迎へられ得る。往々、再び罪を犯さんとする意圖を有した場合、彼は保安處分によつて永久に害意をなくせられるのである。違警罪罰はそれに反して常に秩序背反の態度の執拗なることに應じて、より嚴しい、或はより寛大な結果を生ずる處の譴責にすぎないのである。それは、しかし、名譽と國民協同體への從屬はふれられずにおかれる。しかし、それと同時に、一方狹義における刑事罰と他方違警罪罰及び秩序罰との最も著しい分離線は交り合つて區別がつかない。目的規定と倫理的基礎付けによつて、秩序罰と違警罪罰は相互に同一面に立つ（註一）。

秩序罰を違警罪罰から區別するものは手續的取扱である。もとより、一の區別は秩序罰がその刑罰範圍で更に高きに達するといふことにもまた存する。それはしかし、外部的性格ではある。凡て、一萬ライヒマルク以下の罰金及び三ヶ月以内の禁錮といつた如きより低い輕罪罰は倫理的中性といふ點で違警罪罰と同列におかれるべきである。秩序罰と低い刑事罰とが本質的に烙印する相異點は、單に、正規の刑罰手續と裁判官によらざる手續とのみ存する。常に、この點において一つの架橋、即ち行

政刑罰手續が存する。例へば、警察が刑罰規定を通じて違警罪罰を決定し得る。さうして、財務官廳が租税違反行爲の故を以て行政刑罰命令によつて罰金を科し得る。しかしながら、ここでもまた區分は抹殺されない。行政刑罰手續は、單に豫備手續であり、當該者は常に刑事手續において刑事裁判官の判決を受け得る。秩序罰手續は決定的であつて刑事裁判官の訴追は不可能である。

（註一）この點については又伯林控訴院年報補充第十一卷一九三二年、三三四頁以下、殊に二四三頁以下におけるプロシヤの強制金の法的效力の問題に關する控訴院裁判所の判決を參照。

#### E. 結論

結論として次のことが確立され得る。即ち、經濟法の秩序罰と違警罪罰—低い輕罪罰を含めて—は刑罰手段として實體法的に觀察すれば同一のものである。兩刑罰は一は正規の刑事裁判權において問責し、他は正規の刑事裁判權から除外される點で相異なる。この區別が存しなければ兩者は同一である。

### 第四章 秩序罰法の一般原則

#### A. 論起點

經濟の秩序罰は現在の發展狀態より見れば殆んど専ら、犯罪構成要件に則して捕捉せる刑罰規定か、或は一般條項の形式において表示せる刑罰規定及び官廳又は職分聯合團體に權能を授與せる規定



から成り立つてゐる。従つて、それは秩序罰法の各論に歸すべき規定より成り立つてゐる。從來、總則は缺けてゐる。實際には折にふれて個々の法律に一般的性格、例へば、時効に關する規定が見られる。しかし、その效力範圍は當該法律のみに限つてゐる。従つて、それは全秩序罰法の一般的規定として主張され得ない。

秩序罰法の一般的規則は未だ、成文法規が實現されない間は秩序罰の法性格、本質、及び機能から誘導されねばならぬ。

秩序罰と軽い刑事罰とは緊密に類似してゐるから根本的に相應せる一般的規制は、秩序罰法の爲のにも軽い刑事罰に對すると同様に有効であらねばならぬ。唯、種々の手續的取扱が區別を理由あるものとする限り、及び、秩序罰法の對象が特殊性を條件とする限り、偏差が生じ得る。換言すれば刑法典の「是は秩序罰の特性が對立せざる限り秩序罰に移行され得るのである。

#### 1. 秩序罰規定

##### 秩序罰規定の種類

刑事法は、處罰の原則として、犯罪構成要件に基く刑罰規定を有する。秩序罰法は、それに反して、犯罪構成要件に基く規定、一般的規定、及び授權規定から成り立つてゐる。一般的規定は秩序罰法に於いて重要な役割を演ずる。即ち例へば價格取締法における全秩序罰法は二つの一般條項、價格取締命令第十五條と一九三五年一月八日の命令に遡る。全秩序罰法は價格委員會の命令に違反した者は

秩序罰に處せられ得るといふ條項に基いてゐる。

授權規定は特に農業市場規制の法律中に展開されてゐる。農業聯合團體の規則或は聯合團體設立に關する命令中に、通例、法律又は規約に對する違反、或はその命令輕視の故を以て組合長は構成員に對して秩序罰を決定し得るといふ趣意の規定が存する。

最後に、秩序罰法は犯罪構成要件に則る威嚇をも亦多く用ふる。

#### II. 類推禁止

秩序罰法の三項よりなる組成は、如何なる範圍において秩序罰決定が法的準用に基いて許し得べきであるかの問題で顧慮されねばならぬ。

一般的規定、及び授權規定の場合には、準用を禁止してゐる。一般條項は一定の法領域を完全に捕捉するが、しかし、他方またそれだけに自己制限をなしてゐる。さうして、授權規定での類推は秩序罰権の擔當者に授與せる權限の豫期せざる擴張を齎す。他の問題は一般條項、及び授權規定を指示する。例へば、一定財、及び給付についての價格に關する價格委員會の命令の如き、條項が準用され得るかどうかである。しかしながら秩序罰の問題としては最早や肝要ではない。何となれば、この法條は秩序罰規定の要素ではないからである。

犯罪構成要件に則した秩序罰威嚇は同様に準用し得ない。刑法第二條は類推を、犯人が刑罰法規の根本觀念、及び健全なる國民感想から見て、處罰に相當するといふ二重の前提に繋らしめてゐる。し



かしながら、健全なる國民感想と秩序罰規定とは關係してゐない。秩序罰を定めてゐる違反行爲は秩序規定に對する違反をのみ提示してゐるのであり、道徳上の善惡よりの評價は出來ず、唯、不從順の徵表より考察され得るのみである。竊盜者は健全なる國民感想より見て可罰的であつて法律がそれに對し刑罰を以て威嚇してゐない場合でも同じことであるが、しかし、耕作者が裸麥か或は小麥を耕作するかどうかは、裸麥を栽培すべしといふ命令が彼に發せられて始めて意義があるのである。而も、更に秩序罰威嚇が通例極めて個別的に行はれ、さうして、それ故に特別法として狹義に解釋されねばならぬといふことが準用に反對してゐるのである。

### III. 選擇的事實確定

刑法第二條りが刑事罰に關して是認する處の選擇的事實確定は秩序罰法にも亦可能である。一定の事態からある秩序罰規定か若くは他の秩序罰規定かが犯されたといふことが生じ得る、さうして、この場合にはより輕き刑罰範圍が適用されるのである。

#### C. 秩序犯罪

##### I. 正犯、教唆、幫助

單に犯人のみが秩序罰を受けるか、或は共犯者及び教唆者もまた同様に秩序罰を受けるかの問題は直に簡單に解答出來ない。現行刑法上の刑罰は制限的犯人概念を起點とする。刑事罰の刑罰規定は犯行自體を遂行したその者のみに對するのである。教唆者及び共犯者は刑法の犯罪構成要件から見直

接可罰的でなく、それは單に總則に規定が存する故に罰し得るにすぎないのである。秩序罰規定は同様に違反行爲を實行したその者、即ち犯人に對するのである。關係者も亦可罰的であるといふ刑事罰の一般的原則は秩序罰に擴張されるのであらうか。

課題は否と答へねばならぬ。刑事罰法においては單に主たる關係者のみならず犯行を促し、その者のために助力をなし、或は精神的發案者も亦道徳上の非難がなされるといふことに關係者處罰の基點が存するのである。この道徳上の評價を秩序罰法は行はないのである。それは合目的に原則から發布され、何等善惡に關する價値判斷を包含せざる命令及び指導の遂行に役立ち、さうしてこの指令に對する違反行爲を罰すべきものなのである。命令と指令は特定人に對する。しかして單に指令が發せられた者のみが指令に達し得るのであり、他方指令背反の行爲、即ち犯行がなされた場合にのみ違反行爲が存在するのである。かくして、幫助行爲及び教唆はそれが指令内容に牴觸せざる故に意義なきことである。それは犯行の實行に至らなかつた場合が想像されるれば直に判明する。そこで、自己に對する指令自體に犯人として違反する者のみが違反行爲に有罪とされ得るにすぎないといふ結論になる。

(註1) 他の者が犯行を犯しても指令が彼に義務を負はしてゐないために違反行爲は有罪とならない。他方、指令がすでに犯行によつて單獨に犯されたならば、共犯者は更にそれを犯すことを得ない。併し、彼等の犯行幫助は、指令が彼等に對してはゐずしかも彼等に對し拘束力ある指令に違反しなかつたのであるから、單獨には指令背反とはならない。



二三の例を示して刑事罰法と秩序罰法との對蹠的關係を説明しよう。泥棒は彼が盗みをなしたが故に罰せられる。彼の妻が犯行に就いて彼を教唆し、或はその盗品を運び去るに際して彼に幫助したならば彼女は同様に罰せられる。しかし、彼女の夫の犯行を刑罰を以て威嚇してゐるからではなく、彼女自體の行爲にも刑罰が相當するからである。これに反して、耕作者が自己の耕作地を許された種苗を以て規定通りに耕作せずに、自ら培養した種苗を以てした。然らば、規定によつて唯、耕作者のみが義務を負はされ、作男はしからざる故に、種苗を選び取つた作男は罪を受けずにすむにも拘らず、耕作者はひとり秩序罰を受けるのである。近隣の耕作者が播種に際して助力した場合も法律上の状態は同様である。何時でも援助を辭せざる隣人に對しては、彼が自己に關して拘束力ある命令に違反したのではないから、秩序罰は決定されないのである。

併し乍ら、命令により義務を負はされた者は種々の行爲形式で違反行爲を犯し得るといふことは注意せねばならぬ。例へば、農業經營において生産する鶏卵は經濟聯合團體に引渡さねばならぬので、耕作者は彼の農場で得た鶏卵を自ら販賣した場合に罰せられることになるのみならず、彼の家族を通ずるか、或は彼が仕事をさせてゐる者によつてなされた販賣を放置した時にも同様に罰せられるのである。ここでは耕作者は何等教唆者でもなく、犯人の仲介者でもなく、彼は間接正犯の場合に當つてゐるのである。(註Ⅰ)他方、同一命令によつて義務を負はされてゐる多數の者は團體的に違反行爲を犯すといふことはあり得ることである。例へば、一つの裸麥製粉場を民法上の社團として二人の所有

者によつて經營し、兩者は一口の乾裸麥を規定通りの價格以下で共同して購入する。然らば彼等の各々は犯人であり、秩序罰を受けるのである。(註Ⅱ)これに反して一人の所有者が單に教唆的或は幫助者であれば、他の所有者のみに違反行爲が成立し、さうして彼が單獨に秩序罰に科せられ得るのである。

犯人のみが罰せられるといふ原則は、勿論、個々の領域に關して明文規定を通じて異つて規定されることを排斥しない。けれども、これについては殆んど行はれてゐない。唯ライヒ森林長のみは二三の命令において、教唆者も同様―幫助者はそれに反して然らず―秩序罰に處せられ得るといふことを規定してゐる。(例へば一九三四年五月四日の林業並に木材經濟の領域における價格規定違反の秩序罰に關する命令第一條 E、官報第一部四三五頁)

(註Ⅰ) A. A. Benkendorf, *Recht des Reichsnährstandes* 1936, S. 995, 彼は共犯者も亦處罰し得ると見てゐる。

(註Ⅱ) Benkendorf, a. a. O., 間接正犯があり得るといふことを顯示してゐる。

(註Ⅲ) 之については後の K. I 參照。

## II. 機關及び代表の責任

刑法典の總則において代表或は代理の名において處理する行爲に對する機關及び代表は刑法上責任が存するといふ趣旨の規定がある。しかし、從刑法においては、種々斯様な規定、例へば、倉庫法第十二條、信用法第二四四條が存する。これらの規定は實際上の要請に應ずるものである。例へば、株式會社が破産し、破産罪の犯罪構成要件が現出した場合に、取締役は共同責任者でないから罰せら



れない。この缺陷はそれが彼等自身が恰も犯人である如く、さうして、また個々の名と利益において行動したかの如く責任ある機關及び代表が取扱はれるといふことを規定してゐるが故に補完されるのである。この點において、秩序罰に關しても效力を要求する處の一般的法律思想が存する。正に秩序罰法においては規定された種類の犯罪構成要件が一の役割を演ずる。即ち、例へばライヒ食糧職分團には食糧經濟に従事してゐる企業が結合し、その背後に存する自然人は結ばれてゐない。従つて、株式會社で製粉場を經營しておれば、會社がライヒ食糧職分團に屬する。現在秩序罰は原則として單に組織成員に對してのみ科せられ得るのであるから、従つて、製粉場の營業において違反行為が犯された事件に對して取締役の處罰は不可能である。ここで、機關並に代表責任の原則が喰ひ込み、且つ理事構成員に對して適用される秩序罰を決定すべき把手を與へなければならぬ。(註一) 機關並に代表責任の原則により、法人の機關及び機關の構成員、例へば株式會社の取締役、及び法人のその他の法律上の代表を責任あるものと認むべきである。而も更に、企業に關して法律上の効果を生ずる行為をなし得る者、例へば業務擔當社員、經營支配人、支店長も亦代表責任の原則に従つて秩序罰に處せられる根據が存する。

(註一) 亦、以下「一」をも参照。

### III. 未遂、豫備

餘り重大でない輕罪の未遂と全く同様に違警罪の未遂は罰せられない。輕い犯罪に關して既遂のみ

が罰せられるといふ原則が、かくして、確立してゐる。それは秩序罰法に關してもまた行はれるのである。未遂の處罰は、行為についての決心と實行の着手がすでに道徳上非難すべき犯行の汚點を負戴する場合にのみ正當視される。(註一) 併し乍ら、道徳的評價については秩序罰法は無關係である。秩序罰保護の下にある命令は經濟秩序の建設を目的とする。この經濟秩序は單に秩序的處分に反する既遂の違反行為によつてのみ侵害されるのであつて、従つて誰か秩序違反行為を犯さんと企つるが、しかし尙合秩序的に振舞ふことによつては、もとより侵害されないのである。未遂は罰せられない故に豫備は秩序罰を以て罰せられない。何となれば、それは未遂への前段階であるからである。刑法典第四十九條 a、第四十九條 b の一しかのみならず、單に重大犯罪の場合のみ要求、申出等を刑罰を以て威嚇してゐる法律思想は、従つて秩序罰法移讓され得ない。

(註一) Freisler bei Gürtner, Das Kommende Strafrecht, Allg. Teil, 2. Aufl., S. 25. 参照。

### IV. 不作爲

秩序犯行は單に積極的行爲によるのみならず、不作爲によつても亦犯され得る。刑事法に對して、如何なる範圍で刑罰規定の犯罪構成要件が不作爲によつて實現され得るかといふ問題についての判例は現在新分野を開きつつある。以前は、常に不作爲は唯行爲すべき法的義務が存續する時にのみ可罰的であると固持されてゐたが、(註一) 大審院は新たに道徳上の義務にも亦、法的意義を與へ、さうして、行爲すべき道徳上の義務を負はされておきながら袖手傍觀して結果の現出を可能ならしめた者を



も犯人として罰したのである。(註I)明かに、判決は健全なる國民感想より見て或る行爲が當然期待される場合、不作爲は罰せられるといふ趨勢に進んだ。秩序罰に關しては問題は本質的に簡單である。健全なる國民感想及び善良なる風俗の尺度は秩序罰法に存しない。秩序罰は、夫々單獨に、拘束的である處の一連の命令及び禁止から成立つてゐる。それ故に秩序罰保護の下にある作爲命令が存する場合のみ、秩序罰は不作爲を惹起し得るのである。

(註I) RGSts. Bd. 63, 391; Bd. 58, 131; Bd. 46, 343.

(註II) RG.D.J. 1935, 1691.

#### D. 歸 責

##### I. 責任要請

刑罰は犯人が有罪の場合に科せられることを要する。それは吾々の全刑法秩序の基礎命題である。刑事罰が故意或は過失の行爲を要するのみならず服務並に職務罰法及び行政刑法もまた犯人の責任の上に組成される。(註I)秩序罰は眞の刑罰である故に秩序罰に關しても、また、責任の原則が行はれねばならぬ。(註II)

(註I) Hubenagel, Der Allgemeine Teil des rickkriminellen Strafrecht, 1925, S. 61 ff.; derf., Gerichtssaal Bd. 106, S. 164 f.

(註II) Hamann, Recht des Reichsmährstandes 1935, S. 788; Passow, Berliner Börsenzeitung vom 18. Juli 1935.

##### II. 責任刑態

秩序罰は意思刑法ではない。それは國民に有害なる行爲をなさんとする動機の惡意を防止すべきも

のでなく、外部的秩序の保障に用ひらるべきものである。しかし、この秩序には、その存立を妨ぐるすべての有責任行爲が有害である。それ故に秩序罰の處罰の爲には輕過失でもはや充分であらねばならぬ。(註I)勿論それ故に、一定の犯罪構成要件に對しては高度の歸責—重過失、故意、認識、意慾—が必要であるとよふことは不可能ではない。けれどもそれは秩序罰規定において明確に規定されてゐるか、或は犯罪構成要件の徵表から結果として明かにせられねばならぬ。併し乍ら輕過失よりも重き歸責を前提してゐる規定は稀なる例外を成してゐる。

故意が要求されるか、或は過失で充分であるかどうかは往々にして疑問である。即ち、例へば、一九三六年九月四日の挽木の厚味に關する命令(官報第一部七一七頁)第四條第一項に違反行爲は一萬ライヒスマルク以下の罰金に處せられると規定してゐる。輕微なる場合においてはライヒ森林長は千ライヒスマルク以下の秩序罰を決定し得る。一萬ライヒスマルク以下の罰金は過失罰であるから、刑事罰を以てのみ故意の違反行爲は罰せられ得る。秩序罰規定は刑事罰規定の場合と同じ犯罪構成要件に結合し、さうして、秩序罰も同様、單に故意の違反行爲の場合のみ決定され得るといふことを基として演釋され得る。けれどもこの推論は是認されない。一般に故意が必要であるとの原則は刑法上の刑罰法に關してのみ行はれ、秩序罰法は、明文を以て故意を要求せざる限り過失で充分であるといふことをうたつてゐる特殊の責任規定に従ふのである。第四條第一項により、それ故に秩序罰は亦過失違反の際に決定され得る。—或は他の例、一九三六年十一月二十五日の獵獸の最高價格に關する命



令第三條（官報第一部一〇〇八頁）は第一項、第二項において違反行為に過失罰を規定してゐる。さうして、第三項において刑法上の刑罰の代りに秩序罰が科せられ得るといふことを規定してゐる。この規定もまた、秩序罰の處罰に關しては過失で十分であるのに、故意の行為の場合にのみ刑法上の刑罰に處すべきものと判決され得るといふことを基礎として解釋されるべきである。

（註一） Hamann, a. a. O.; Passow, a. a. O.

### III. 過失の概念

過失のもとに何を理解すべきかは疑問を存し得る。現行刑法によれば、それに對し義務を負ひ、且能力を有するその注意を等閑に附した者が過失的に行為を爲すのである。民法は過失概念をより嚴格に規定し、義務者が必要なる注意を遵守しない場合—彼が彼の個人的關係からそれをなし能はざる場合でも同様に—それを既に歸責と看做すのである。政府の刑法委員會において、刑法の過失概念は討究せられた。第一讀會において委員會は犯人が事情に従つてなすべき義務を負はされてゐる注意を缺いて行為するといふことに決め、（註一）第二讀會においてはそれに反して犯人が義務上の注意を缺いて結果を惹起するといふことで充分とした（註二）。けれども最近の刑法に使用される概念は秩序罰に關して決定的意義を有しない。何となれば刑事罰法と秩序罰法とは異つた尺度を有するからである。刑法上の處罰は道徳上の無價値判斷を包含してゐる。さうして、この道徳的汚點は唯、無思慮に行為する犯人のみを、國民社會的觀念より見て彼の無思慮性が排斥すべきである時において烙印する

必要がある。道徳上の評價に無關係である秩序罰は之に反して、秩序利益における無思慮性の程度が寛容され得ないといふことを基點とする。外部的秩序は、しかしながら、各々が義務を負はされてゐる場合にのみ、秩序をも亦顧慮すべく構成され得る。若し、人が彼の個人的能力及び財産状態に従つてそれが可能である者からのみ秩序罰規定の遵奉を要求せんと欲するならば秩序の存在は最初から問題であつたらう。それ故に、秩序罰法の意味における過失には、違反行為は必要なる注意を缺くから犯されるといふだけで充分である。

（註一） Schäfer bei Günther, a. a. O., S. 66.

（註二） Schäfer, a. a. O., S. 71.

### IV. 責任能力

歸責は犯人が責任能力を有するといふことを前提とする。それ故に、秩序罰法の爲には刑事罰法刑法第五十一條第一項、第五十八條第一項に規定されてゐると同一の法律思想が行はれる。刑法第五十一條第二項、第五十八條第二項により、刑事罰の輕減の結果を生ずる限定責任能力も、亦、同様に秩序罰法において顧慮されねばならぬ。何となれば、秩序罰法は歸責の原則の上に組立てられ、それと同時に、必然的に亦秩序罰を責任程度の高低に従つて測定せねばならぬからである、勿論、特殊の刑罰範圍は往々限定責任能力者に對して自由にならない。規定せられた刑罰の最低以下にさげられ得るといふ刑法の原則は秩序罰法に移讓され得ない。それは、秩序罰法は唯固定せる刑罰範圍をのみ認



め、さうして、他方において最低刑は非常に低いので、それ以上の低下によつては秩序罰がその意味を失するからである。限定責任能力は、それ故に、刑罰規定の下位限界を固持する秩序罰が選ばられるといふ方法においてのみ顧慮されるのである。

少年及び子供の場合にもまた責任能力、及び限定責任能力が考慮されねばならぬ。言ふまでもなく、それは全くは自由に考量されるのではない。即ち、例へば父から相續した砂糖工場を經營する少年に對して砂糖經濟組合の命令は實施され得ないであらうといふこと、さうして、從つて少年が職分法の理由から成年者と同一程度に義務を負はされ、さうして責任的であらしめられねばならぬといふことにつき注意が促される。けれども、異論は正しいと認められなかつた。後見人、經營支配人、或は業務代理人が秩序罰に處せられるならばそれは全く充分である。言ふまでもなく青年は民法第一百二條により獨立の營業に關して營業經營に對する代理權限を賦與されており、從つて、彼の外に責任ある者が存しないことは考へ得べきである。この場合に、併しなから、青年は彼の責任能力が肯定されなければならぬ精神的成熟程度に達してゐる。從つて、少年の場合、歸責が責任能力を前提してゐるといふ原則から遠ざかる必要はない。他の問題は如何なる尺度によつて責任能力を吟味すべきかである。例へば、十三歳の少年の場合、特に、精神的發達の大いに進んでゐることによつて、秩序罰法に關する責任能力が肯定されるといふことはあり得る。しかしながら、秩序罰法は刑法上の刑罰法に非常に近似してゐるので、兩法域において少年の異つた取扱をなすことは是認され得ない。又、秩序

罰法に關しても少年裁判法、第二條、第三條において表現してゐる原則はここに行はれる。

#### V. 酩酊

酩酊が責任問題に關して重要な事態であるかどうかは疑ひ得ることである。酩酊の取扱に關しては、刑法に種々に規定する可能性が存する。それは、特別規制をなし能はざるものである。それは、無意識の酩酊は處罰を除外するといふ結果を生ずる。しかし、刑罰法はまた刑罰責任ある酩酊は免除されないといふことを規定し得る。この場合には二つの方法がとられ得る。即ち、酩酊規定は總則に規定され得る。かくて、それは刑罰が規定されてゐるすべての犯行に有效である一般的責任規定である。しかし、またそれは單獨の刑罰規定と共に定め得る、さうして各論で規定し得る。この解決に關して刑法は第三百三十條 a の採用によつて決定した。しかし、酩酊は獨立の可罰的行爲であるといふことから竊盜、詐欺、及び強姦と全く同じであるといふ結果を生ずる。それ故、秩序罰法に對しては刑法第三百三十條 a に言明されてゐる思想は何等の效力をも有しない。何となれば、全く秩序罰法に對してはそれが刑法第三百三十條 a であり得るならば、竊盜の法條と全く同様に適用がないからである。實際の結果として犯行者は意識なき酩酊に對して犯された違反行爲の故を以ては、彼が故意或は過失で意識なき酩酊の状態に陥つた場合でも、尙亦、秩序罰を科せられ得ないことから判明する。それに反して *Actio In rem in causa* の原則は秩序罰に關しても行はれる。何となれば、それは一般的責任規定であるが故である。從つて若し犯行者が無意識になる迄泥酔したことに有責であれば、假



令、彼がこの状態において違反行為を犯すことを知り又は知らなければならぬことは當然であるが、かくて、彼は秩序罰に處せられ得るのである。

#### VI. 錯誤と責任

實際上非常に重要な問題は命令の存続、或は適用性に關する錯誤が如何なる意義を責任問題について有するかといふことである。刑事罰においては裁判所がその公にする判例において刑法上の錯誤と刑法外の錯誤とを區別し、後者が責任免除性を生ぜしめるのに對して前者の重要なことを明かにしてゐる。この區別は反對する者が多く、さうしてまた疑ひもなくそれは薄弱であるが、正當なる出發點を有してゐる。即ち、刑罰法規に關して錯誤をなしたる者は國民道德秩序の誼を知らないのである。良心の聲が彼に語るはずである故に彼は保護を受けるに値しないものである。それに反して、倫理的中性の誼について錯誤をなしたる者は、何等の非難をもなす必要はない。この根本的觀念は如何なる限界が裁判所の錯誤説の適用範圍におかれるかを同時に理解せしめる。倫理的價値判斷を受けない軽い刑事罰においては區別の餘地はない。それは、この領域について刑法條文の認めてゐないことは、犯人に道德的缺點として負はされ得ないからである。しかし、また、それは同様に倫理的中性である處の秩序罰に關しても等しく適用さるべきである。(註I) 秩序罰規範に關する錯誤並にその他の法的錯誤は責任を阻却するのである。

錯誤は、しかし、彼自身罪がないといふ場合にのみ責任阻却としての效力を生ずるのである。それ

故に、すべての法律錯誤は重要であるといふ基本命題はその必然の制限を生ずる。何となれば犯人が秩序罰規定と知つてゐなければならぬか否かの最終の歸結が常に唯一の要點だからである。しかし、問題は比較的簡單に解決がつく。もとより組織所屬者のみが服せしめられる秩序罰法と、すべての者に適用される秩序罰法とは區別せねばならぬ。組織所屬者についてはその職分内について發せられた命令に關して通曉すべき義務が存する。即ち、彼等は自己の組織の布告集を讀まねばならぬのである。命令を知らずにゐるならば、それは通例罪として彼に歸せられるべきである。(註II) 唯例外として、例へば彼等に布告集が遅れて出され、さうして、その間に命令に違反した場合は不知を以て抗辯し得るのである。命令の内容及び效果に關する錯誤もまた組織所屬者には殆んど利益にならないのである。何となれば、命令は、通常、明かに、見通し得べき事態に關係し、さうして當該經濟部門の所屬者によつて殆んど誤解され得ないからである。もとより、種々の職務地位から相互に外觀上矛盾する命令が發せられるといふことはあり得る。即ちこの點で組合構成員が錯誤の犠牲となるのであれば罪は彼の責任にはされ得ない。

組織構成員にはその他の職務活動が同等におかるといふべきである。自己の職務部門に關して發せられる規定を知るといふことは彼等についても同一程度に要求されねばならぬ。従つて、法律錯誤の特別の例外が存せざる限り、彼等の責任となる。それに反して、非職務活動の者が若し違反行為を犯せば例へば買物をする主婦が超過價格を支拂ふ―違反した規定を知つてゐることが要求されるか如何かは、綿密に吟味すべきである。いま引用した例において、最高價格が日刊新聞に公示されてゐたなれ



ば、家婦もまた通曉してゐなければならず、それ故に彼女は秩序罰に處せられ得るのである。

法律錯誤の手續的取扱に對しては前示の解明によつて明になる。即ち、法律錯誤の舉證は之を顧慮するを要しない。唯、被告が錯誤を申譯の立つものとして現出せしめる特別の事情にある場合にのみそれに關與するのである。それに反して問題の經濟領域で職務活動をしてゐない者は法律錯誤の異議が起された時に、その筋に錯誤の責任があるかどうかが吟味される。

(註一) 刑法上の錯誤と刑法外の錯誤との區別は秩序罰の爲には不必要である。(Passow, a. a. O.)<sup>9</sup> Hamann は疑を抱いてゐる (Hamann, a. a. O., S. 788.)<sup>10</sup>

(註二) Hamann, a. a. O., S. 788 ; Passow, a. a. O. ; Merkel, Recht des Reichsahrstandes 1936, S. 641; Owerschiedsgericht, Recht des Reichsahrstandes 1936, S. 413 f.

### VII. 責任推定

有責行爲によつてのみ秩序罰が決定され得るといふ原則は、秩序罰法が責任推定を立てることを排斥しない。刑事罰法もまた責任推定に従事する。秩序罰法においては責任推定は比較的稀であるが、しかし、二三の重要な場合において生ずる。實際上、例へば、ある違反行爲が犯された營業の所有者に又は支配人が自己の無責任性を立證せざる限り、それによつて秩序罰に處せられ得る外國爲替法第四十七條、及び商品取引に關する命令第十三條は著しく重要である。また、この規定により有責のため刑罰が行はれる。裁判所が刑事罰法の相應規定に關して繰返し強調した如き立證責任は、被告に對して負はされてはゐらず、寧ろその筋で取調を行ふべきであり、さうして、無罪の條件が存してゐるこ

とが實際に確立され得る場合は、處罰は不可能である。上述の規定は、従つて、責任の證明を輕減するといふ意義をのみ有する。

(註一) RGStS. Bd. 63, 233.

### E. 無關係の秩序罰に關する保證責任

刑事罰法はそれにより或る者が他の者から受けさせられた罰金を保證する規定を個々に規定してゐる。例へば代理人、支配人、又は全權を委任されたる者が自己の責務の執行に付いて(際して)租税違反を犯したる場合、彼等の辯護士が宣告された罰金に對して委任者が保證するのであるライヒ税法第四百十六條、その本質上無關係刑罰に關する保證は真正の刑罰ではなく、保證者が宣告されるのではない。それは彼が犯行を犯したからではなく、無關係の犯行に關して保證せねばならぬからである。それにも拘らず保證責任は刑罰苦である。保證責任に關する基點大審院刑事部第五四、七五卷が適切に顯示してゐる如く、推定責任である。即ち、保證者は犯行を阻止すべき責任を有せしめられてゐるのである。大抵の場合において、保證責任は、唯、責任者が有責に犯行を防止しなかつた場合—例へば商工業法第一五一條、DVG 第四條第二項により—或は自己の無責任性を立證し得ない場合—例へば、ライヒ税法第四一六條第二項により—にのみ因つて以て生ずるのである。個々の規定は而も何ら保證者の罪なしに保證責任を生ぜしめてゐる—例へばライヒ税法第四一六條第一項—。これらの規定は意思刑法とは完全に結合してゐない。何となれば、唯、純粹系列即ち、責任と刑罰、或は責任



欠缺と無刑罰害悪の簡單なる系列が存するからである。その上これらの規定はまた、存在理由を有しない。それは猶實際上の必要を充してゐるといふ實證が開かれてゐず、さうしてその施用が實際において種々の困難と不公平を齎してゐるからである。以上述べたことから、保證責任規定は刑法の根本觀念の破壊として狭く解釋されねばならぬといふことが明となる。

秩序罰法においても同様、保證責任規定は分離する。例へば、一九三四年十二月五日のライヒ信用法の第四十六條第一項第二文（官報第一部一二〇三頁）により、刑事處分において保證責任が宣告された場合、企業者は企業所屬者に對して決定された秩序罰に關する全責任者として保證する。秩序罰の斯様な規定に對する、刑法上の刑罰法の保證責任規定についての引用はその全範圍においてあてはまる。特に、これらの規定は秩序罰をも支配する責任原則の例外であり、さうしてそれ故に狭く解されねばならぬ。規定を保證責任規定として捕捉すべきか、或は秩序罰規定として理解すべきかの疑問が存せば後者の解釋を取るべきである。かくて、保證責任規定は、行文が唯一つの意義を生ずる場合にのみ採用されねばならぬ。

#### F. 秩序罰の阻却

##### I. 正當防衛、緊急状態

刑事罰法においては、正當防衛が違法性を阻却してゐる。さうして緊急状態、想像上の正當防衛、及び宥し得べき過剰正當防衛が處罰を阻止してゐる。同一の法律思想は秩序罰に關してもまた效力を

有する。何となればより一層重き刑法上の處罰を阻止する事情が自然にそれより輕き秩序罰にも對抗するの當然である故である。もとより、正當防衛、或は緊急状態において、直接經濟の秩序罰規定に違反せしむるといふことは實際上非常に稀にしか起らないことである。しかし、斯様な場合はしばしば考へ得られることではある。

##### II. 價値考量

秩序罰の決定に對抗し得るところの理由が猶、他に存するかどうかは、しかし更に、問題である。刑事罰法の緊急規定刑法第五四條により、處罰は、犯人又は家族の身體、及び生存命に對する現在の危難から救助するため、緊急行爲が行はれる場合のみ、阻却せれる。秩序罰法に關してはこの刑罰免除の限界は狭げられるべきである。秩序規定に對する違反によつて重要な事實が防がれ得る場合が存する。例へば、商人が田舎で果物を買ひ集め、それを百五十軒隔りたる大都市の集散場に引渡すべき義務を有してゐる。運送のために利用せる貨車が途中の小都市で停滯し、さうしてすぐに腐敗しやすき荷物を他の運輸手段で經濟的に引合ふ價格で集散地まで送附すべき見込が立たない。即ち商人は多くの客車を借り得るのみである。しかし、さうすると運送について荷物の價格と同一程度に支拂はねばならぬ。しからば、小都市で荷物を販賣することは彼に許されねばならぬ。大審院が刑法上の刑罰法において或る範圍まで許容した處の利益、並に價値の考量の原則は、従つて、秩序罰法に關してもまた行はれるのである。けれども、まさに經濟組織的處分の領域でこそ、この法律思想の



自由勝手な適用が警戒されねばならぬ。然らざれば、實際上の過程において、やゝともすれば、凡ゆる經濟活動の赴く處に利益制限命令無視の理由をば招來せしめ、更に不正を生ぜしめることになるからである。他方、しかしながら、命令が全經濟を助成すべきであり、さうして、従つてそれが個々の場合に全く非經濟的結果に導かれるならばその意味は喪失するのであるといふことは顧慮せねばならぬ。經濟規定に對する違反行爲はその遵守が義務者に多大の損害を齎し、且、それらの損害が命令の實施に必然的に結合してゐるのでもなく、命令の意義及び目的に一致してゐるのでもない場合には、秩序罰を生じないといふことを價値考量の思想は規定せんとするものである。この指導觀念に従ひ、健全なる經濟的觀察によつて、個々の場合の決定を困難なく行ひ得るであらう。

利益考量の原則もまた同様に、上級仲裁裁判所が基本的仲裁判決において認めてゐる。(註一)そこには次の如く言つてゐる。即ち、「發布せられた命令はドイツ市場の新秩序に奉仕し、さうして、全ドイツ國民經濟の利益において行はれるものである。それは従つて全ドイツ國民の福祉に奉仕する。この目的規定に對して個人の特殊利益は後退せねばならぬ。その遂行は緊急の場合たとへ關係者の意思に反しても行はれる。何となれば全體の福祉は個人の特殊利益に無條件に先行するからである。なほここには決して不當なる嚴酷さは存しない。斯様な場合について、人は、個々の事件において特に普通ならず且、而も命令發布によつて規定されない多數の類似したる事情の存する事件の中から、正に、この特殊の場合を顯示する事態が存在する時に精々論じ得るでもあらうか。これは、例へば、命令

の遂行が關係者に命令を通じて達成せんとする目的と何等の關係の存せざる損害を加へる場合に起り得ることであつて、従つて、すべての判斷力ある理性人にとつては、立法者がこの點において期待せる事態を彼の考察のうちに引き入れ、さうして、一般的福祉の立脚點からの例外を命令の目的に一致させることを得た場合、この特殊の場合については立法者が偏したる規制を行つたのであるといふことは自明のことである。従つて、かくの如き例外は豫見されないから、その規定の目的と限界とに一致せしむべきであるといふ結論になる。更に市場規制の處分への不服従は個人の特殊私益を以つては免責され得ないといふことが明となると。

(註一) 一九三六年九月二日の「地方商品」における掲載。

#### G. 時効

秩序犯罪が時効に服するかどうかの問題は、全秩序罰法に關して有效なる解釋に達してゐない。唯個別的にはいふまでもなく特に重要な法律及び命令には時効規定が存する。即ち、價格取締命令第十七條第二項は秩序罰法においては刑事訴追及び刑罰執行の時効に關する刑法の規定が準用せられ、刑事訴追の時効の期間は三年であり、時効中斷の裁判上の行爲としては價格取締署の相當の行爲が有効であるといふことを規定してゐる。この規定によつて、價格委員會の全法律に對する秩序犯罪の時効を統一的に規制してゐた。價格取締命令第十七條第二項と同様の規定を更にその他に一九三四年九月二十二日の外國商品の價格に關する命令第四條第五項、及び一九三五年十二月六日の紡織法第二十



二條第九項が賦與してゐる。

秩序罰法の大部分に關しては、併しながら、なほ時効の規制を缺いてゐる。秩序罰法は第一最近二三年に發達したが故に、また従つて未だ長年月を經過した秩序犯行が存しないが故に、従つて今迄認められなかつたにすぎない重大なる缺陷がここに存してゐる。ともあれ遙かに重い刑法上の犯罪の場合に、或る期間の満了によつて處罰を除外してゐるにも拘らず秩序犯行はなほ五年、十年、或は實に二十年間も訴追され得るといふことは許されない。秩序罰法において時効の明文上の規制が缺除してゐる限りは、久しく經過した秩序犯行がもはや訴追されないといふ矯正を作りその爲に心配してやることは實際家の任務である。如何なる方法がとられ得るであらうか。一般的法律思想からは、時効規定は演繹され得ない。(註一) 根本的性格の考察は時効の制度を單に斯くの如きものとして認識することは出来るが、しかし時効規定は如何なる内容を個々の場合有するかに關する結論は與へられないのである。例へば、時効期間の規定が唯、より多く、或はより少く任意に行はれ得るのである。時効期間が適しないために刑法の規定は秩序罰法には移讓され得ない。これらの障害はハーマン(註二)をして平價引上法において展開された消滅の思想を取上げさせた。彼の所見によれば、「自己に知れてゐた法律背反を長期間咎めなかつた」ところの秩序罰権の擔當者はその秩序罰権を喪失すべきである。けれども秩序罰権において消滅を採用することには根本的思想が反對してゐる。消滅思想は民法第二百四十二條から展開された。即ち民法第二百四十二條の基本原則はしかし刑法において適用されないの

であり、ここにもまた全く適合しないのである。官廳、或は職務地位がその權能を喪失するといふ觀念は國民全體の利益において自己の任務を實現するのであるから成り立たないのである。更に秩序罰権の擔當者が法律背反を咎めないといふことによつて除外するのは不適當である。時効は刑事罰法に於いても全く同様、犯罪が刑事訴追官廳に知れずにある場合に始まり、さうして、ここに根本的なものが存するのである。秩序罰法の規制は相應した結果を生ぜねばならぬ。秩序犯罪は不適當な長期間後はもはや詮索する必要はない。

時効問題の解決に關する出發點は次の如くであらねばならぬ。即ち、輕微な犯罪が時効にかゝるといふ原則は單に輕い刑事法に關して行はれるのみならず、秩序罰法に關しても同様に行はれるところの一般的法律思想である。従つて、秩序罰法の爲に技術的個々の問題特に時効期間を規制することのみが肝要である。換言すれば、秩序犯罪が時効によつて消滅するといふ法律は、未だ、専ら實際上缺くべからざる施行細則を缺いてゐる。施行細則は價格取締命令第十七條第二項及び、秩序罰法の或る領域に對する三つの引用された文言規定に於て發布せられた。しかし、この領域は秩序罰法の他の領域と夫々の方法に従つて同列におかれるから施行細則は一般に行はれねばならぬ。

従つて、秩序犯行の時効に價格取締命令第十七條第二項が全秩序罰法に代つて適用さるべきであるといふことが結論される。

(註一) Merkel, (a. a. O.) は時効の思想を一般的に拒否し、機會主義を以て援用せんとしてゐる。けれどもそれは實際の要求



をみたさない。

(註Ⅱ) A. R. O., S. 789.

### II. 秩序罰の量定

#### 1. 狹義における刑罰量定

##### (a) 問題の意義

實際上、非常に重要な問題は刑罰量定である、これに對しては殆んど充分なる指示をなし得ない。以前には、刑事訴訟の固有の任務は事實問題及び刑罰法規の正當なる適用を確めることにつきてあり、それに反して、刑罰量定は明かなる過誤に關せざる限り結局感情に從つて判斷すべき問題であり、その解決は單に合目的性理由から裁判官に委託されてあつたとの觀察が存した。今日もなほ學識ある法律家は犯罪行為の説明、及び起つた現象が刑罰規定の犯罪構成要件を充たすといふことを確定するのを法律發見の主要領域として考察する傾向から脱却してゐない。けれども、健全なる國民感想上正當なる刑罰を發見することは、最後決定的なものである。犯人については全く言及されてゐない。即ち、彼が六ヶ月の禁錮に處せられるか一ヶ年の懲役を受けるかの問題は彼にとつては彼の存在が依存してゐる他の何よりも重大なことである。而も、純粹に客觀的に觀察すれば刑罰の程度は犯罪の輕重がそれによつて評價されねばならぬ尺度を示すのである。畢竟、刑法秩序の實在性とそれによつて國民協同體に與へる保護が刑罰量定の實務が正當なる線を保持してゐるといふことに繋つて存す

るのである。

刑罰量定は、しかし、刑事罰法に對してのみならず、まさしく經濟の秩序罰にも特殊の意義を有してゐる。秩序犯行が軽く取扱はれるために違反行為が増大するといふ結果に、そしてそれによつて經濟秩序の存立が問題にせられるといふ結果になり得る。なほ、秩序罰法のあまり嚴格なる執行は有害となり得る。過度に高い秩序罰は經濟上の營業を害し、全經濟に重壓を齎すといふことになり得る。今や實際上斯様な場合はもとより全くの例外をなす。しかし、特に秩序罰法のあまり峻嚴な執行によつて當該經濟圏が感情を害する様な場合にはそれは害をのみ及ぼすことがあり得る。新經濟秩序はその活力を全經濟活動の協力と責任意識から汲み取る。要するに經濟秩序は、組織に依つて捕捉されるすべてがそれに反抗する場合は、長く持續され得ない。總じて當該經濟部門の所屬者に不當に重く感ぜられる秩序罰はそれ故避けられねばならぬ。

##### (b) 標準的觀點

現行刑法は刑罰量定を大に繼子扱ひにしてゐる。一般的に有效な刑罰量定規則は單に罰金に關して存するのみである。その他の點については特殊なる場合に關して少數の規定——一罪、數罪、慣習犯、累犯、加重犯、輕減犯——をなすにとどまる。秩序罰に對しは罰金の量定に關する規則が效力を有するかどうかそれが故に問題になり得るのみである。

刑法は、罰金は犯人の經濟的關係に適合すべきであるといふ原則を先端におき、罰金は犯罪による



利得を超過すべきであるといふ廣範圍の規準を與へてゐる(第二十七條C)。且又、犯罪者が利欲から行爲した場合に對し罰金の増加を許してゐる。秩序罰法に關してこの觀點は決定的ではあり得ない。秩序罰法は經濟の外部的秩序に用ひられ、従つて如何なる程度に、この秩序が妨げられ、或は危くされたかが標準的であらねばならぬ。何となれば、禁止を基礎付けるところの秩序といふのは、もとも行爲自體には何等倫理上、並に刑法上の意義を有せざるものであるが故である。例を示せば、二人の百姓が彼等の豚に許され以上多量の魚粉の餌を與へた。一方は魚粉の缺乏してゐる時に、他は充分なる魚粉が市場にある時においてである。しからば、第一の百姓の犯行は第二の百姓よりも重い懲罰を受けるのである。更に不從順の程度と經濟秩序の要請への焦點とは一般に顧慮されねばならぬ。この二つの事態は狹義において第一の觀點に關聯する。何となれば執拗に不從順をあらためず、或は秩序を一般に拒否して、それら理由の一に基いて違反をなすものは秩序の存在を特に多く危険に曝すからである。最後に動機もまた顧慮されねばならぬ。例へば、二人の百姓が自分等の耕地内であつた鶏卵を現行命令に反して、鶏卵利用組合へ引渡さず、而も一人は商人に卵を販賣して規定以上の價格を要求し、他は避暑客にその願を拒絶し難きために賣つた。この場合において、實際、秩序の攪亂は同じであるが、それにも拘らず第一の百姓は不法に利得を追求したために嚴しい秩序罰に相當するのである。而し、その他の動機も亦顧慮されねばならぬ。特に射利心からの行爲は非難すべきである。利欲から犯された違反行爲は従つて嚴しい懲罰に相當する。それと同時に刑法第二七條C第二項の法

律思想が同じく適用されねばならぬ。秩序罰は原則的に斯様に量定されねばならぬので、それは違反者が得んと志し、或は努力した利得を超過するのである。秩序罰威嚇において與へられた刑罰範圍の最高額の踰越は、それにも拘らず、不可能なのは言ふまでもない。何となれば斯様な趣旨の授權は一般的法律思想から推定され得るのではなく、明文の規定を必要にするからである。最後に、不當なる利得と關聯せる違反がすべて射利的であると主張され得ないといふことは注意されねばならぬ。ある行爲が射利的であるといふのは唯、利得の追求が原動力である場合、及びその他、利得追求が犯人の人格に根ざされた性向に基く場合である。

(c) 犯人の經濟的狀態

罰金の測定に際して犯人の經濟的狀態を顧慮すべきであるといふ原則が秩序罰についても效力を有するかどうかの問題は無造作には解決し得ないものである。刑事罰法は同一の責任の場合に、有福なる犯人は罰金によつて貧しい犯人と全く同様に處分されることを達せんとする、さうして、従つて經濟的に恵れてゐる者にそれ相應の多額の罰金を負はし得べき爲に一つの把手を使用する。秩序違反に關しては、この觀點は單に非常に制約せられた效力を有するのみである。それは、もつばら、違警罪罰法を參照するを必要とする。すでに、一ライヒスマルクから一五〇ライヒスマルクまでの比較的狭い刑罰範圍—なほしばしば最高額はより以下である—では犯人の經濟的狀態を斟酌することが、限定的に許されてゐる。それはさて置き、違警罪の場合に罰金が、先づ第一に、財布によつて測定されると



いふことは健全なる國民感想に適合しない。例へば一五〇ライヒスマルクの月俸を收得する番頭が十字街を赤色燈光の時に歩み越へ、さうして月一萬ライヒスマルクをうる銀行支配人が同じことをなした。しからば、銀行支配人はおそらく一〇、或は二〇ライヒスマルクの罰金を課せられるのに對して、番頭は三ライヒスマルクの刑罰處分を受けるであらう。誰もこゝで支配人は彼の収入を顧慮してその時一五〇ライヒスマルクを支拂はねばならぬといふ考へには至らぬであらう。ここにおいて、刑事罰法に對する差異が明かに現はれる。刑事罰法においては、刑罰は責任の程度により量定され、秩序背反の場合には、それに反して何よりも先づ、どの程度に外部的秩序の存立を侵害するかによるのである。しかして同様に外部的秩序の保護に用ひられる秩序罰法においては違警罪法におけるのと類似的關係が存する。違反行為が重大な秩序攪亂を意味するか、或は輕微なそれを意味するかは最後決定的役割を演ずる。而も經濟の秩序罰法に對しては、他の觀點が添加せられる。小企業者は經濟的命令を單に少量に違反し得るのみであらう。それに反して大企業者は大範圍で可能である。これは租稅刑罰法に對し平行を生ずる。一萬ライヒスマルクの所得稅を遁脱した者は一〇〇ライヒスマルクを遁脱した者よりそれ相應により高い所得を有する。然らず人は、高い所得で一〇〇ライヒスマルクの所得稅を遁脱する者は同一の所得で一萬ライヒスマルクを遁脱する者よりそれ相應に少い決定を受ける。この關係は、財務官が常任の實務において當該の前科の如き特別の事情の存せざる限り、租稅罰を遁脱額との固定的關係において決定することに導いた——一萬ライヒスマルクの遁脱額には約一萬二

千ライヒスマルク、一〇〇ライヒスマルクの場合には約一二〇ライヒスマルク——さうしてそれによつて亦一般に公平なる結果をも達するのである。而して、近似せる關聯が經濟の秩序罰法の領域にも存する。二十萬斤の裸麥粉を價格以下で販賣した製粉業者は一萬斤をのみ價格以下で賣却した者より大なる取引を有する。さもなくば、二人の製粉者が同一の取引を以て一は二萬斤を、他は一萬斤を價格以下で販賣すれば第一の製粉者の違反行為はそれ相應に重いのである。秩序罰法に關して、それ故に違反行為の經濟的效果と經濟的成果は租稅刑罰法における遁脱した租稅額と同一の意義を有する。もとより經濟的成果が結合せざる違反行為もまた存する。例へば、經濟聯盟の構成員が或る一定の期間内にアリヤン人證明を提出すべき議長の要請に従はないといふが如きである。しかし、斯様な場合は稀なる例外をなすにすぎない。

原則として、それについて次の如く決定し得る。即ち、違反行為者の經濟狀態の特別なる吟味は必要ではない。それは秩序罰が違反行為の經濟的成果に對し關係的に定められるといふことによつてすでに充分經濟狀態を參考してゐる。

(d) 原則

秩序罰の量定に關して決定的なるものは

1. 秩序攪亂の範圍、特に經濟的效果。(註1)
2. 不從順と秩序に對する背反の程度。



(註一) 同様なのは Merkel, a. a. O.

## II. 一罪、數罪、連續犯

刑罰量定の問題には、多數の法律侵害、又は違反行為の併發の場合、及び連續行為の場合に如何なる觀點に従つて秩序罰を決定すべきかの問題がまた屬する。ここには通例罰金に關して適用される同一の原理が適用されねばならぬ。

單一の行為が多數の秩序罰規定に違反してゐる場合には唯一つの秩序罰を受けるのみである。秩序罰は最高の秩序罰を規定してゐる規定に従つて決定し、さうして種類を異にする秩序罰の場合には最も重い種類の秩序罰を規定せる規定により決定するのである。異つた重さの種類の秩序罰が存するかどうかは疑はしきことである。

經濟裁判所により決定さるべき秩序罰は法律によつて、實は、秩序罰の基本形式に對し一定の對立におかれてゐる。(註一)けれども、その効果においてそれらは基本形式とはすこしも異らず、従つてより重い刑罰種類としては主張され得ないのであり、それはそれ故に唯刑罰規定の程度を決定するものである。それに反して、秩序罰の第三種は他の二つの種類に相對してより重い刑罰種類である。何となれば、それらは換刑的自由剝脱の壓迫手段によつて處罰をより嚴しく行ふからである。従つて、犯された多數の秩序罰規定の一つに第三種の秩序罰が起定されておればこの秩序罰種類が科せらるべ

きである。けれども重い種類の秩序罰規定は極めて稀であるので、これらは實務においては全く後方に退いてゐる。それ故、一般には、唯、その刑罰範圍において重い方へ最も遠く達してゐる規定から秩序罰が認定すべきであるとの原則のみが適用せられるに過ぎぬ。その際、如何に累加刑罰規定へば交附されざる小麥二百斤毎に一〇ライヒスマルクの秩序罰—を評價すべきであるかは疑問であり得る。問題は刑事罰法において意見の重要な相異が齎らされる。正當な解釋によれば、違反行為に適用される累加刑罰規定が標準的である。例へば、違反が三萬斤について犯されたなれば累加刑罰規定は千五百ライヒスマルクであり、さうして同時適用を受ける他の秩序罰規定において規定せられた最高額が高く或は低く量定されてゐるかどうかが決定的なのである。

二三の規定においては、種々の程度の秩序罰が選擇される。即ち、商品取引に關する命令は第十三條に一定の違反行為にライヒ經濟裁判所により科せられる三萬ライヒスマルク以下の秩序罰を規定し、さうして第十五條に於てこの代りにライヒ全權者自ら一萬ライヒスマルク以下の秩序罰を決定することを許してゐる。これは具體の場合に二つの規定に何れが適用されるかに標準を與へなければならぬ。第十三條、第十五條の意味する違反行為が一萬ライヒスマルク以下の秩序罰を以て規定されてゐる他の違反行為と、一罪においては、第十三條が適用さるべきかせねばならぬ。第一の場合には一萬ライヒスマルク規定の第十三條が先行し、第二の場合には一萬ライヒスマルク威嚇が優先する。

秩序罰法は比較的小さい刑罰範圍で活動するものであるが故に、侵害された多くの秩序罰規定が恰



度同一の刑罰範圍を有するといふことが屢々生ずる。この場合には、秩序罰が或る一つの規定から、或は、亦、他の規定からも取り來られ得る。實務に對しては、秩序罰の決定において秩序罰がそれから取り來られなかつた秩序罰規定もまた、侵害されたとして指示されることはその場合重要である。何となれば、同一犯人が犯す後の違反行為に際して、彼がすでに同一種類の違反をたとひ他の者と共に一罪であらうとも犯したといふ事態は、刑罰量定において原則として加重的に斟酌すべきである。秩序罰の規定に關する一罪についての敍上の原則は、一罪が經濟法の種々の領域に屬する處の多數の秩序罰規定に違反する場合、及びそれに應じて秩序罰の決定について種々の職務地位が職權を有する場合にも同様に適用されねばならぬ。例へば、或る一つの行為が同時に價格委員會の命令とライヒ食糧職分團の經濟聯合團體の命令に對して違反せる場合、第一の違法行為の懲罰に關しては價格取締局の權限に屬し、第二のその懲罰については經濟聯合團體の議長の權限である。これはその刑罰範圍がより高きに及んでゐる秩序罰規定が適用され、さうして更に何れの職務地位が秩序罰を決定するかもまた、この秩序罰規定に則るのである。兩者の秩序罰規定から見ても、刑罰範圍が同一であれば、何れの規定から秩序罰が取り來られるかはもとともどうでもよいことである。しかし、その場合、該當せる職務地位の兩者のうち何れが判決をなすべきかは問題である。二つの秩序罰規定がもととも相互に完全に同等であるならば、何れの職務地位も一般に先位を與へられないのであるが、しかし他方において犯人は一つの秩序罰を科せらるべきものであるが故に、それは豫防の原則によつて處理されね

ばならぬのであり、さうしてそれと同時に合目的々原理からして、決定の時機にすでに審理が始められてゐる時はあらためて刑罰決定が選擇されるべきではない。それ故に、そこで秩序罰處置が最初に行はれた職務地位が權限を有するのである。

それに反して、經濟法の種々の領域に屬する多數の秩序罰規定が同一の犯罪構成要件に秩序罰を規定してゐる場合は、一罪の場合の刑罰量定に關する規制によつては判斷出來ないのである。ここにおいては、一つの行為における多數の法律侵害の併發が問題になるのではなく、第二章B、XIIの下に取扱はれてゐる法條競合に關するのである。

秩序罰を科せられてゐる違反行為が一罪において、刑法上の可罰行為と併發する場合は、即ち、刑法上の刑罰が科せらるべきである。これは刑事罰がより低位の場合にもまた適用される。何となれば、それは常により重い刑罰であるが故である。

犯人が多數の獨立行為を通じて秩序罰を規定されてゐる多數の違反行為を犯した場合は、即ち各秩序罰は秩序罰の累加を顧慮せず別々に決定されるべきである。それ故に多數の秩序罰が單一額へ加算によつて統括されることは禁ぜられてゐる。(註I) 適用された秩序罰規定によつて特に禁錮刑が納入不能の罰金の代りに行はれ得る場合にはそれらもまた別々に決定すべきである。

連續犯は秩序罰法において實際上非常に重要な役割を演ずる。一例を示すにとどめよう。肉屋が二週間に互つて、決定された利得率が彼にあまり僅少である様に思はれた爲に、牛肉を規定價格によ



り高く販賣した。斯様な場合は實際上日々に生ずることである。その場合に通例、非常に多数の、さうして決してそれ以上完全に確立し得ざる個別的行爲を一つの行爲總體に統括し、さうして一つの秩序罰を以て済まさんとする要求が存する。従つて、連続犯に關する裁判が顯示した原則は適用されねばならぬ。(註II)

(註I) 第二章 C. I. a. F. 參照 A. A. Passow, a. a. O., Oberschiedsgericht, Entscheidung vom 3. März 1935, Recht des Reichsmehrstandes 1935, S. 413 f., Nr. 268.

#### T・重複處罰の禁止

##### I. 禁止の内容

一事不再理なる原則は吾々の刑法秩序の根本觀念に屬する。秩序罰法に關してはそれは二つの方面に向つて意義がある。即ち、次のことが問題である。或る刑法上の刑罰規定及び秩序罰規定の犯罪構成要件を實現させる一つの行爲が刑法上の刑罰と秩序罰とを以て罰され得るかといふことである。さうして、二つの刑罰規定—法條競合の關係にあるところの—が適用され得る或る一つの行爲に對して、二つの秩序罰が同じく科せられ得るかといふことである。

一事不再理の原則の内容と効果は、十ヶ年間の論争の對象であつた。さうして、今日も亦、解明しつくされてゐないのである。原則は犯罪の刑法上の結果に對してのみ、有效であるといふことが確實である限り、犯行は刑罰の他になほ、民法上、或は行政法上の紛糾をも同様に惹起するといふことは

除外されない。それに反して、重複處罰の禁止が刑法上の領域自體において例外を許容するか、さうして如何なる例外を甘受するか、従つて、或る一定の場合において、一つの刑罰の外に猶、他の刑罰が科し得るかどうかは未だ解明されてゐない。

一つの犯行に對して刑事罰の外に他方においてなほ、服務罰、職務罰、或は職分罰が行はれ得るといふことは、今日一般に異議なきところである。(註I) 累加が差支へないといふことは刑法上の刑罰が他の三つの刑罰種類とは別の本質と目的設定を有するといふことにその基礎を有するのである。それらは實際、既往に存した事態と連繫するのである。即ち、將來については何ら目的を追求しないのである。上述した他の三つの刑罰種類は即ち然らず。既往において存せる義務違反を提示せる事態に事實上連繫し、さうして犯された義務違反は更に服務罰が科せられ得るといふことに關する必要缺くべからざる前提でもある。しかしながら、服務罰は—さうして職務罰、及び職分罰も同様に—義務違反を贖ふべき任務を有するのではなく、將來において存する目標を追求するものである。それらは職分の純潔維持に、紀律の眞直維持に、そして義務者の善導に用ひられるのである。犯された義務違反はそれが義務者に對する刑罰手段の適用を必要とするといふことの爲の表示にすぎないのである。

(註I) (徴表的刑罰概念)。

刑事罰と強制罰が累加的に相並んで行はれ得るといふことは—種々の州法律においてもまだ何等統一を遂げてゐないのに—確實と見做され得るのである。(註II) ここにおいてもまた、累積が刑事罰と



強制罰とは本質を異にする處分であるといふことに、その基礎を存せしめてゐるのである。強制「刑罰」は、要するに、眞實の刑罰ではなく、行政處分なのである。強制は恰も、義務を犠牲にした賠償處分、或は直接の強制適用の如き強制の實行に用ひられるのである。

重複刑罰の禁止を討究した二つの例外が、明白に一線を識別せしめる。即ち、多數の刑罰の累加は本質的に異なる刑罰に關する場合は許され得ることであり、それに反して、刑罰が本質的に同一である場合は禁ぜられてゐるのである。そしてそれはまた確かなる辯明でもある。犯人は犯行を贖ふべき刑罰を受けたなれば、その他に彼が損害賠償義務があるとか、或は彼に對して強制手段が適用されると云ふことはないのである。併し、それが不合理ならば彼に對して更に同様の贖罪處分たる刑罰が科せられるべきである。

(註一) Hulsmagel, Gerichtssaal Bd. 106, S. 177 f.

(註二) Hulsmagel, a. a. O., S. 160 f.

(註三) Für Preussen s. die Penarenentscheidung des Obergerichts in OVGf. Bd. 84, S. 276ff.

## II. 刑事罰と秩序罰

刑事罰と秩序罰とは本質上同一であるから、それは累加的に相並んで行はれ得ない。(註一)この結論は經濟刑法の發展過程において確認せられるところである。舊經濟刑法は唯、刑事罰のみであつた。今日、經濟法においては全く一般に、以前刑法を以て處罰せられてゐたのと同一の違反行爲が秩序罰を以て威嚇されてゐる。秩序罰は經濟法において刑事罰を剝離し、それに代つたのである。而も

その際にして同じ違反行爲が新しい刑罰手段と、その他に更に舊刑罰手段とを以て捕捉されるといふことはあまり有り得べきことではない。現今、刑事罰と秩序罰との累加が可能であるといふ假説にあやまつて導く個々の秩序罰規定、例へば、外國爲替法第四十七條、及び商品取引に關する命令第十三條が存する。この點においてはもとより單に個々別々に現出した裁判上秩序罰を威嚇せる規定に關するるのである。それからしかしながら、實際上或種の役割を演じて居り、從つて顧慮に値する。

外國爲替法第四十七條により、ライヒ經濟裁判所は營業上企業者が刑法上の可罰的爲替違反を犯せる場合に、外國爲替署の申出に基いて所有者、又は支配人に對して「その刑法上の責任に關係なく」彼等が取引において必要なる注意を可罰的行爲の防止の爲に拂つたといふことを舉證せざる限り、三萬ライヒスマルク以下の秩序罰を決定し得る。前記の命令の第十三條はこの意味のことも諷つてゐる。規定の文面によれば、即ち自ら營業によつて犯された爲替違反に關與して責任を負ひたる場合には、營業の所有者、又は支配人は一にして同じ犯行の爲に刑事罰及び秩序罰を受け得るやうに見受けられる。この立脚點をまたライヒ經濟裁判所がとつたのである。けれども、秩序罰の本質と引用された規定の意義と目的決定とはこの解釋は合はないのである。

外國爲替法第四十七條—さうして商品取引命令第十三條に關しても同じく行はれる—はその由來を實際上の要請に負つてゐるのである。大經營においては經營所屬者によつて、全く企業者の利益に用ひられ得て、さうしてそれについて犯人は少しも利害を有せない違反行爲が往々にして犯される。例



へば、巻煙草工場の帳簿方が企業者の租税を免れしめるために帳簿の不正をなすが如きである。營業所有者の罪はこの様な場合において種々の程度に指示され得る。然るに、彼に利得が生じ、さうしてその利得が往々推進力として充分であるが故に企業者を捕提する必要も存するのである。古き法律において人は使用人が宣告された罰金に關して企業者に責任を保證せしめるといふ方法で種々自衛の策を構じてゐた。即ち例へば、ライヒ税法第四百十六條が左様な手續をとるのである。けれどもこの方は著しい不公正に導く。何となれば、裁判所は帳簿係に彼に對して量定された罰金を宣告し、さうして、それで企業者がチョッキのポケットから支拂ふ額に加へられるか、或は企業者の財産状態に従つて量定され、さうして、それで帳簿係に餘りに嚴し過ぎて行はれ、しかも殊に彼に對して犯罪名簿において正當とは認められない科罰を示す如き金額を選択すべきかの必要性に迫られるのである。

この困難を避けるために外國爲替法第四十七條は新しい方法を打開した。經營所有者は最早、不知の罪に關しては責任あるものたらしめられず、彼は「保證人」として保證せずに寧ろ外國爲替法第四十七條が彼の本來の關係に結び付けられるのである。罪は推定され、そして彼が責任なきことの證明に導き得るに非ざる限り、彼はそれにより秩序罰を受けるのである。外國爲替法第四十七條はそれと同時に外國爲替法第四十二條、第四十三條の基本刑罰規定の補充を形成してゐる。第四十二條、第四十三條により、爲替違反に對しその罪が表示されてゐる者は處罰され、さうして、第四十七條により、爲替違反に對し責任なきことを立證せざる者は處罰されるのである。この場合、この二つの場合

に犯罪構成要件に合する恰も同じ違反行爲が問題である。さうして第四十七條は單にそれが訴訟上證據地位を變更してゐることによつてのみ第四十二條、第四十三條と異なるのである。この點においてもまた二つの場合において他の刑罰手段が選擇されるといふ原則が求められるべきである。明瞭な罪の場合には、刑法上の刑罰—懲役、禁錮、罰金—、概然的な、しかし不確實な罪の場合には、より嚴しくない秩序罰が採られる。しかし、この關聯から二つの犯罪構成事實の間に排除關係が存するといふことが明となる。ある營業において爲替違反が犯されるれば、即ち所有者と支配人は自己の責任のなきことを證明し得ない場合には、第四十七條により秩序罰を受ける。それに反して、第四十二條、第四十三條によつて彼等に罪が確認された場合は刑事罰—さうして單にこの刑罰のみ—を受けるのである。

實務及び文献において、もとより從來反對の所説が主張されてゐた。さうして理由としては唯、第四十七條が秩序罰を刑法上の責任に關係なく規定してゐるといふことを指示してゐるのみである。しかし、この結果は全く刑事罰と秩序罰とを累加すべきであるといふことを意味しない。それらは、寧ろ唯、第四十七條が營業の所有者及び支配人に關する唯一の刑罰威嚇ではなく、これらの刑罰威嚇を實現してゐる場合にこれらの人々をも同様に第四十二條、第四十三條の一般的刑罰規定によつて處罰し得るといふことを表現してゐるのである。文献並に實務上において主張されてゐる解釋は斯様にこの條項の誤解に基いて居り、それらは第四十二條、第四十三條と第四十七條との關聯を誤認し、さう



して刑事罰と秩序罰とは共に贖罪處分であり、同一の目的規定に服するといふことを看過してゐる。そこで、實務が解決不能の困難に逢着せなければならぬといふことは避けがたきことであつた。正規の刑事裁判官とライヒ經濟裁判所とは獨立に判決し、さうして、相互に自主的である。刑事裁判官が最初に判決すれば、彼は全實情を評價し、さうして、之について適當なる刑罰を指定するのである。しからば、判定に關してライヒ經濟裁判所によつては最早何等餘すところはないのである。この判決はライヒ經濟裁判所をもまた閉鎖するものではない。しかしながら、それにも拘らず重複處罰の誤れる考へを少くとも原則上救ふために、その裁量によつて、すでに下された刑事罰を「正當に」顧慮し得るといふ口實を思ひ付いたのである。しかし、畢竟、それは刑罰判決の訂正以外の何ものでもないのである。逆にライヒ經濟裁判所が最初に秩序罰を決定すれば、事實をそれが第四十七條に該當する時にのみ、その限りに於いて判決を下し得るのである。かくて、刑事判事の爲に彼がそれを以つては何事をも始め得ない構成事實の胴體のみが残される。この理論は實際に則して秩序罰と刑事罰との累加が許し難いといふ結果をのみ確認する。

すでに顯示した如く、判例と優勢な學説は兩刑罰の累加を許してゐる。しかし、この慣例が放棄されるといふことは唯最も切迫して要求せられ得るところである。累加に關する必要は何處にも存してゐない。累加は公正感を正面から退けるところの結果を齎す。特に秩序罰權の擔持者が裁判上の處置を知らず、裁判所は秩序罰の決定を知らないといふ危険、及びこの單なる偶發の事故の爲に當該者が

二倍の刑を受けねばならぬといふ危険が存する。就中、なほ一つのこと懸念せられねばならぬ。經濟組織は何時も氣儘に刑事罰規定の外に數十萬人の中に行はれる秩序罰規定を定むる可能性、及び、これを以つて現行刑法は獨裁的に嚴化する可能性をも持ちかねまじくある。しかしながら、それは經濟組織に總統の命令たるライヒ法律を變更する權利を賦與するものに外ならない。

(註一) A.A. Hamann, (a. a. O., S. 759) は秩序罰が職務罰に類似してゐるといふあやまれる假定を通じてこの結論に到達してゐる。Hamann の如くMerkel (a. a. O., S. 639ff.) 及び Millenbusch (Recht des Reichsanhaltandes 1936, S. 492) は問題を根本的に判定してゐない。

(註二) Urteil vom 11. Mai, 1933, P.J.Z. 1933, 1377f.

(註三) Reichswirtschaftsgericht, D.J.Z. 1933, Sp. 1377 f.; Hartenstein, Devisenrecht 1935, anm. 9 zu § 47; Peist, Wirtschaftsbld. d. Jud. = und Handkamm. Berlin 1934, S. 1333.

(註四) S. Hartenstein, a. a. O.

K. 效力範圍

1. 人に關する效力

秩序罰は秩序罰權に當該領域で服せしめられてゐるものに對してのみ決定され得る。詳細は既に第二章C II 以下において説明されてゐる。

犯人が内國人であるか、外國人であるかは何等の役割を演じない。秩序罰保護の下にある秩序は要するに攪亂することを禁ぜられてゐる。従つて秩序背反の態度をとつた外國人は同様に秩序罰に相當する。實務において、外國人の處罰は、もとより、稀な例外であらう。何となれば、外國人は殆んど



秩序罰規定を犯す機会を有せず、さうして他方、規定を知つてゐることが彼等に期待され得ない爲に、通例何等の罪も課せられないからである。

秩序罰は自然人に對してのみ決定され得、それに反して法人には決定され得ないのである。法人は民法においてのみ意思擔持者と看做されてゐるに過ぎない。民法の原則は秩序罰法に關しては刑法に關してと同様に效力を有しないのである。自然的觀察として、法人は固有の意思を有せず、それには、従つて罪もまた行はれ得ないのである。

實務は、從來、秩序罰が法人、及び連帶者に對しても亦決定し得るといふ觀點に大部分立つてゐた。(註一)それ許りでなく、農業市場規則の法律においては秩序罰を商店に對して科する慣習が存した。この實務は秩序罰が「營業」或は「企業」に對して決定せられ得るといふことを秩序罰規定において反復して謳つてゐるといふことに基いて主張してゐる。農業市場規則では、之に更に、秩序罰權には單に構成員のみが服せしめられてゐるといふこと、及び、構成員はかくの如きものとしての企業であり、自然人ではないといふことの理由が附加して來る。

この實務に對しては、責任なき刑罰は存しないといふことが言はれる。それは來るべき刑法において例外なく實現するであらう國家社會主義的原則である。従つて、自然人のみが唯一の意思擔持者として秩序罰を以つて處罰され得るのである。

法人の處罰に關しては何等必要は存しない。何故ならば、その法律上の代表及び指導的使用人が、

彼等が個人的に秩序罰權に服せざる場合にも、機關及び代表の責任性に關する原理により處罰されるからである。その他、法人に對して、新法律が夥しく規定せる行政處分が適用される。(註二)

法人の處罰は不利益と實務上の困難を齎す。例へば、屢々違反行爲は選擇的に刑事罰と秩序罰とで規定されてゐる。裁判上の刑罰手續を得れば法律上の代表が處罰される。何故に秩序罰が法人に對して決定されねばならぬのであらうか。

それら一切から見て、實務が目下歩んでゐる道から離れるといふ期待が斷言せられ得るのである。

(註一) Meckel, a. a. O., S. 640; Benkendorf, a. a. O., S. 994.

(註二) Hierauf weist Benkendorf, a. a. O., mit Recht hin.

## II. 場所に關する效力

秩序罰を規定してゐる行爲が國外において犯される事件、即ち秩序違反の犯罪構成要件の全部が、ライヒ國境の外で實現される事件は、殆んど起らない。經濟秩序はドイツ國民經濟に關して存し、従つて、國內において行はれるのである。確にそれらは放射線を國外に向つても有してゐる。例へば、或る外國貨物は輸入に際してライヒ領域においては一定の記號を附せねばならぬといふことが規定され得るが、しかし、犯人が國內において行つた場合、國內において違反行爲が犯されるのみならず、違反行爲が國外において犯され、しかし結果は國內で生じた場合にも同様である。それ故に、秩序罰規定は一般に國內犯行を通じてのみ侵害され得るのである。



秩序罰規定が純然たる國外犯行によつても亦、侵害され得ることは、もとより全くは却けられ得ない。例へば國外に於て自己の營業をなすドイツ商人はドイツ商品を單に一定の販賣條件によつてのみ販賣すべき義務を有し、而して、此の命令に違反した。この様な場合に國外の行爲の訴追に關して刑法が賦與してゐる原則は適用され得ないのである。何となれば國外の犯行によつて世界（國際）裁判組織、或は保護主義が貫徹されざる限り、單に國外の利益のみが侵害され、さうして國內における處罰は犯行がドイツの判斷により反道徳的であるといふ理由を以つてのみ行はれ得るからである。此點において秩序犯行は異なるのである。それは國外の利益に全く牴觸せず、唯ドイツ經濟秩序を侵害し、さうして倫理的中性である。全秩序罰法に對する標準的觀點はドイツ經濟秩序を混亂から保護することであるが故に、かくて國外の秩序犯行を一般に規制すべきである。國外の法律が秩序違反に刑罰を規定してゐないといふことはその際に何等の役割を演じないのであり、むしろ、固有の特徴が秩序犯行について存するのである。秩序違反が國外において犯された場合に國內における訴追が同様可能であるか、且つ國外の刑罰を充當すべきかどうかの問題は從つて秩序罰に關しては全く現出しな

(註一) REGER S. Rd. 48, 60; 23, 155; 3, 316.

### III. 時に關する效力

刑事罰法の爲に刑法第二條<sup>a</sup>において定められた刑罰法規の時間的效力に關する規制は秩序罰にお

いても亦、適用される。作爲、又は不作爲が一般に秩序罰を惹起するかどうか、さうして如何なる秩序罰を受けるかは作爲、又は不作爲の時に效力のある規定に從つて定まる。しかし、刑罰決定の時に、より寛大なる秩序罰規定が行はれておれば、より輕き刑罰範圍が使用され得る。即ち、判決の時に違反行爲が既に秩序罰を以つて威嚇されてゐなければ、秩序罰の決定を度外視し得る。しかし、判決のとき迄に生じた秩序罰法の變更の顧慮に關する束縛は存せない。寧ろ、違反行爲の時に效力ある規定を採用するか、或は判決の時に效力ある規定を採用するかは、最後の決定をなす職務地位の判斷に委して居る。實務にとつては、秩序罰規定の輕減は、その他の點では唯僅かな意義しかない。何となれば秩序罰規定は刑罰範圍において殆んど例外なく最低刑罰迄達してゐるから、從つて、より輕き規定によつても亦、嚴しい規定によるよりも、より輕い秩序罰は決定され得るからである。けれども、輕減は刑罰量定に際して顧慮される。即ち例へば、千ライヒスマルク以下の刑罰範圍の或る違反行爲は一萬ライヒスマルク以下の刑罰範圍のものよりも、より少き秩序罰を以つて威嚇される。秩序罰規定が單に一定の期間に關してのみ發布せらるれば、それらはそれが效力を有する間に犯された違反行爲に、判決の時期に既に效力を失した場合も同様に使用されるべきである。

刑事罰法においては、國家社會主義的法解釋に從ひ、刑罰規定が遡及的效力を以つて發せられる。刑罰法規の遡及を許し得べきことは、實質的正義觀念に由來する。すべての犯行には、健全なる國民感想よりみて、當を得たところの刑罰が存せねばならぬ。犯行の時に效力ある法律が健全なる國民感



想に甚だしく矛盾する結果を齎すなれば、一の刑罰規定が遡及的效力を以て發せられ得る。秩序罰法においては異なつた關係が存する。秩序違反はそれが不従順を呈示し、保護せられてゐる秩序が亂されるといふ理由によつてのみ威嚇せられる。この事から、しかし、秩序罰は犯行の時に秩序が既に存在し、さうして保護されてゐた場合にのみ科せられ得る結果となるのである。従つて、秩序罰威嚇は遡及的效力を以つて發せられ得ないのである。

## 第五章 秩序罰の決定 法的保護

### A. 規定の概要

第二次四ヶ年計畫の進行中に價格取締法の改正を通じて、秩序罰の決定、並に法的保護の許容に關する規定が根本的に變更せられた。元來、秩序罰の決定、及び法的保護の權限は秩序罰法の各領域に互つて特別な觀點から單獨に規定され、實體秩序罰法の各領域について特別の手續法が存した。従つて、農業市場規則の法律には秩序罰の決定について價格取締法におけるそれとは別の職務地位が權限を有し、さうして兩法域にはまた他の法的手段が存する。實體秩序罰法の領域に關する手續法を他の領域へ伸すことはない。それ故に、例へば農業市場規則の法律において規定されてゐる秩序罰が價格取締署によつて、價格取締法の手續に則り決定されるといふが如きことは不可能である。

この管轄權限と手續法の組成は、價格取締法の改正を通じて破壊せられた。一九三六年十二月十二日以來、價格違反を威嚇せる秩序罰は、秩序罰威嚇が何れの法律領域に屬するかといふことを顧慮せず、専ら價格取締法の手續法的規定によつて決定され、價格違反に適用されざる秩序罰威嚇に關しては、それに反して、實體秩序罰法の當該領域について行はれる特別の手續規定が適用されざる秩序罰威嚇に關しては、それに反して、實體秩序罰法の當該領域について行はれる特別の手續規定が適用せられるのである。

説明のため二三の例を示さう。

1. 馬鈴薯經濟組合の命令においては工業馬鈴薯に關する價格が指定されており、違反行爲は秩序罰を以て威嚇されてゐる。この秩序罰の決定は價格取締法の手續規定によつて行はれる。
2. ライヒ食糧職分團の命令は公認せられた種苗のみ使用すべきことを規定し、違反は秩序罰を以て威嚇されてゐる。この秩序罰は従前通りライヒ食糧職分團によつて決定される。
3. ライヒ森林長の命令は截切材に關する價格を指定してゐるが、しかし、秩序罰を規定してゐない。然るにその場合、新規定によつてもまた秩序罰は決定されないのである。何となれば、價格取締法の手續法のみが他の領域に行はれ、それに反して、價格取締法の秩序罰、威嚇はしからざる故である。

### B. 價格取締法



秩序罰の決定に際しての管轄権限と手續に關する規定は一九三六年十二月十二日の價格形成の爲のライヒ委員の職務及び權能の認定に關する第一命令（ライヒ報二九一號）において總括されてゐる。命令は十二月十二日に施行されてゐる。それは、以前に未決のままである秩序罰問題についても效力を有する。命令と矛盾せる從來の價格取締法の手續法的規定は當然に失效する。

秩序罰の決定は價格取締署によつて行はれる。價格取締署はプロイセンにおいては縣知事、ベルリン、アルトナヴンズベック及びハルブルグ、ウイルヘルムブルグにおいては警視總監、バイエルンでは地方行政官廳、ザクセンでは地方長官、ハンブルグでは經濟の官廳、他の州においては上級州官廳であり、ザール地方ではザール地方のライヒ委員である。（第一命令第一項第二號）。價格取締署は五百ライヒスマルク以下の秩序罰を決定する權限をそれに從屬せる下級行政官廳—プロイセンでは州參議員、上級市長、警視總監、國家警察長官—に委譲し得る（第四號）。しかしながら、委譲は次の規定に定められた秩序罰に關しては除外されてゐる。即ち、一九三五年十二月六日の紡織法（官報第一部一四一頁）、一九三四年七月三十一日の卑金屬の價格に關する命令（官報第一部七六六頁）、一九三四年九月二十二日の外國商品の價格に關する命令（官報第一部八四三頁）、一九三六年十月六日の銀の價格に關する命令（官報第一部八八一頁）、一九三四年四月二十日（官報第一部三一八頁）、一九三四年十一月十四日（官報第一部一六二頁）一九三五年四月四日（官報第一部五〇五頁）の皮革經濟分野における價格競り上げ阻止に關する諸命令。これらの法律及び命令に基いて發せられた規定

がそれである。（第五項第三號、第四號）。

價格取締局による秩序罰の決定に對して、關係者は一週間の除斥期間内にプロイセン—ベルリンとホーヘンツォレルンとの例外を以て—バイエルン、ザクセン及びハムブルグでは訴願、他の州、及びベルリンでは異議の申立をなす權利を有する。訴願に關する決定はプロイセンでは上級長官バイエルン、ザクセン及びハムブルグでは上級州官廳の權限である。（第三項第三號）。一の特殊規定が、前文の終りに羅列した規定—紡織法等—に基き秩序罰の決定に對して提起される訴願に適用される。これは常に價格委員會全體が決定する（第五項第三號）。—異議申立に關しては刑罰處分を發せる價格取締署が決定する。とにかく裁定は職務地位の長、又は常設の代理者が行ふ（第三項第三號）。

下級行政官廳—價格取締署によつて刑罰權能が委任されたる—による秩序罰の決定に對して關係者は一週間の除斥期間内に訴願を價格取締署になし得る（第四號）。

訴願と異議申立は行政法の一般原則から當然推定され得る如く、決定をなせる職務地位に提出さるべきである。訴願と異議申立は停止的效果を有しない（第四項第三號）。價格取締命令第十六條第二項によつて價格取締局は訴願を處理し得る。この規定は新法律において引續き效力を有し、刑罰處分を發せる下級行政官廳もまた同じく處理し得るといふことに解釋され得べきである。それに反して、異議申立は、それが上位の審級に進むのでないが故に處理され得ないといふことが認められねばならぬ。



訴願と異議申立に關する裁定は最後決定的である。

費用は手續については徴收せず、刑罰の決定の際に純然たる支出のみを補償することになつてゐる。補償義務は刑罰處分において宣告される（第二項第三號）。

#### C. 農業市場規則の法律

秩序罰の決定はライヒ食糧職分團の命令に對する違反の場合にはライヒ百姓指導者又は州百姓指導者により、聯合團體の命令に對する違反に際しては當該聯合團體の議長によつて行はれる。單獨規定によつてライヒ食糧職分團に屬する他の署、例へば、市場全權者もまた管轄權を有する。

秩序罰に對する法的保護は秩序罰の凡ゆる決定に對して仲裁裁判所に提訴し得るといふ原則が行はれる故に統一的に形成されてゐる。

1. 仲裁裁判制は一九三五年二月二十六日の仲裁裁判規則（官報第一部二九三頁）によつて統一的に規制されてゐる。仲裁裁判所の構成は次の如くである。即ち、仲裁裁判所は經濟聯合團體毎にライヒ聯合團體並に地方聯合團體についても、他方、名州百姓自治團體毎に整備されてゐる。聯合團體における仲裁裁判所は聯合團體によつて決定された秩序罰の異議に關して管轄權を有し、ライヒ食糧職分團によつて科せられた秩序罰に關してはライヒ食糧職分團の仲裁裁判所が管轄權を有する。他方において、全仲裁裁判所についてベルリンにあるライヒ食糧職分團における上級仲裁裁判所が存する。

仲裁裁判權が依つて以て組成されてゐる組織原理は正規の裁判權におけるそれとは別箇の基礎に立つものである。仲裁裁判所は地域的に大なる權能範圍を有する、少くとも上級州裁判地區の大部分について、がしかし、専門的に聯合團體に依據する結果として個々の領域に分化してゐる。それに反して正規の裁判權においては審級裁判所は場所的には狭小なる權能範圍を有してゐるが専門的には包括的である。

仲裁裁判所及び上級仲裁裁判所は判事職につき得る資格を持たねばならぬ裁判長と二名の陪席判事から占められてゐる（仲裁裁判規則第六條、第七條）。上級仲裁裁判所にては裁判長は更に二名の陪席判事を附加し得る（仲裁裁判規則第七條第二文）。裁判長は二ケ年間ライヒ食糧大臣によつて任命され、常にその半分迄當事者を陪審判事に任命する（仲裁裁判規則第八條）。

秩序罰の決定についての仲裁訴訟の許容に關して仲裁裁判所規則は次の如く規定してゐる。即ち、秩序罰が經濟的聯合團體によつて決定されたのであれば、聯合團體の組成に關する命令、或は約款において豫め規定されてゐる場合は仲裁裁判所に提訴し得る（第三條、第二項第一號）。凡ゆる秩序罰に仲裁訴訟を以て不服が提起され得るといふ留保が、從來形成されたすべての聯合團體に關して存してゐるので、仲裁手續は常に許容され得るのである。更に、仲裁裁判所規則第三條第三項第一號は、ライヒ食糧職分團法第二條において許容せられた授權に基いて、ライヒ食糧職分團がなした秩序罰の決定について仲裁々判所に訴願し得るといふことを規定してゐる。それによつて大多數がライヒ食糧



職分團自體の發した秩序罰威嚇によつて捕捉される。

仲裁々判所の手續は仲裁々判規則が大ざつばに規定してゐるにすぎない。手續の全體に關する規定及び訴願手續運用に關する規定は全然缺除してゐる。この點については仲裁々判規則第十九條第三項第三文の仲裁々判所が自由考量によつて行ふといふ原則が適用せられる。従つて、手續の重要な部分は不要式であり、その他は純粹の仲裁手續となつてゐる。それは仲裁訴訟によつて開かれ（仲裁々判規則第十四條）、仲裁判決によつて結了されるのである（仲裁々判規則第二十四條）。さうして、手續上における當事者としては仲裁原告と仲裁被告とが出頭するのである。従つて、秩序罰問題はそれに對しては不適當な仲裁手續の形式を架するのである。

仲裁訴訟提起に關する期間は仲裁裁判規則第十一條第一項によつて一ヶ月となつてゐるが、しかし、聯合團體の規約においては往々十四日に短縮されてゐる。仲裁々判の提訴は仲裁々判規則第十五條により、原則として猶豫効果を有しない。それによつて被處罰者はまさしく不利益な立場に立たされるのである。何となれば、彼が仲裁手續において勝訴しても他方裁判上の執行宣言が完了せる場合には秩序罰を直ちに支拂はねばならず、さうして、前以て賠償を實行し得るからである。従つて、新しい規約においては一般に百ライヒスマルク以上の秩序罰の場合に仲裁訴訟が猶豫効果を有する旨を規定してゐることは歓迎すべきである。その他の點について、仲裁々判規則第十五條第二文によつて仲裁裁判所長は一般に秩序罰の執行を猶豫する權限を有してゐる。仲裁裁判所は秩序罰の決定に關し

て最後の判定を下すのである。けれども千ライヒスマルク以上の秩序罰に際しては上級仲裁裁判所に控訴することが許されてゐる（仲裁々判規則第五條）。

手續に對し仲裁裁判規則第二十七條による費用が徴集される。

仲裁裁判所は法律學上、<sup>(註一)</sup>或はライヒ經濟裁判所及びカルテル裁判所に比較され得べき公法上の裁判所と看做される。それと共に手續に關しては民事訴訟法第十部が補充的に效力を有するといふことは、もとより結合し得ないのであつて、區裁判所がそれが執行の宣言をなしたる場合にも仲裁判決が先づ執行され得るのである。

II. 刑罰決定の基礎をなしてゐる秩序罰規定がライヒ食糧職分團によつて發せられてゐて、ライヒ食糧職分團法第二條による授權に歸しない場合には仲裁裁判への方法は例外として開かれてゐない。斯様な秩序罰規定は減多に存しない。通例、これらの秩序罰の場合には處罰に對し訴願がライヒ百姓指導者に反されるのである。

<sup>(註一)</sup> Merker, Recht des Reichsnährstandes 1935, S. 146; Hamann, eisensta, S. 450

#### D. 他の領域

その他の領域では普通の效力を有する手續規定が缺除してゐる。秩序罰の處斷に對する權限及び法的保護の訴容は常に個々の法律及び命令に個別的に規定されており、法律若くは命令に關する適用範圍に對して效力を有する。従つて、より詳細なる敘述はここではなし得ない。唯二三の點を取り上げ



よう。

秩序罰の決定は—經濟裁判上の秩序罰は別として—大抵不要式に終始する行政手續において行はれる。刑罰決定に對しては通例、上級職務地位、或は監督官廳に訴願が行はれる。訴願についての決定は最終的である。唯、内水航行の秩序罰法においてのみ猶更に一つの訴願がなされるにすぎない。

秩序罰の決定に對して與へられてゐる法的救濟手段は多様ではない。そこに二つの集團を區別せねばならぬ。第一集團の場合には、秩序罰の決定が最初から最上級審級によつて行はれるといふことによつて、法的救濟の許容が制限せられる。これには、その處斷をライヒ大臣の間に留保してゐる秩序罰、及び經濟裁判所によつて宣告せられた秩序罰が屬する。第二集團においては、法的保護の除外に關する實質的理由は存しない。この集團にはその秩序罰において決定が常に異議の余地なきものであるライヒ文化法の秩序罰が屬する。

經濟裁判所によつて決定せらるべき秩序罰に關して、價格取締法の改正により不明瞭性が猶引續き效力を有するかどうかはしかし確かに疑しいことである。それは肯定すべきである。何となれば實體秩序罰法は價格取締の集中化によつては動かさるべきではなく、且つ他方これらの規定の停止によつて容易ならぬ缺陷が発生するからである。結論としては、従つて、それに關する處斷が從來ライヒ經濟裁判所とカルテル裁判所との管轄内にあつた秩序罰は更にこれらの裁判所によつて決定されるといふことである。

#### E. 便宜主義の效力

秩序罰法について便宜主義が行はれる。(註一)秩序罰權の擔當者はすべての違反を罰するやう強制されない。寧ろ、自己の裁量によりて刑罰の決定を避け得るのである。蓋し違反は、洵に、許し得ないがしかし無理からぬやうにも思はれるか或は警告を以て足れりとするが故である。この變轉自在は秩序罰法の實現すべき任務から自明のことである。

それに反して便宜主義が無制限に行はれ得るかどうかは疑問視されねばならぬ。疑ひもなく、推定自由は秩序罰法の擔當者である非司法的職務地位、従つて、價格取締署、ライヒ食糧職分團、聯合團體等の權内に在る。更に、訴願について裁決をなすべき職分地位もまた同様に裁量に従つて處罰をなさずに濟ませ得る。さうして、同一の權能が農業經濟の市場規則に對する仲裁裁判所の權内にも與へられねばならぬ。それに反して、或る官廳の、又は他の職務地位の申出でに基いて經濟裁判所によつて決定される秩序罰の場合には、それは異つてゐる。申出權制の添附によつて、訴追が行はるべきかどうかの裁量決定を申出權ある職分地位が留保してゐることがここで表現せられてゐる。かくて、申出がなされるれば、ライヒ經濟裁判所又はカルテル裁判所は訴追を遂行せねばならぬのである。(註二)

(註一) Hamann, Recht des Reichsährstandes 1935, S. 788; Passow, Berliner Borsenzeitung vom 18. Juli 1935; Merkel, Recht des Reichsährstandes 1936, S. 640f.

(註二) ライヒ經濟裁判所はもとより反對の立場をとつてゐる。Dreisi, Wirtschaftsblatt der Industrie und Handelskammer Berlin 1934, S. 419.



## 第六章 秩序罰の徴収

二五二

### A. 執行の種類とその適用範囲

#### I. 概要

秩序罰の執行には三つの種類が存する。

1. ライヒ租税規則による執行
2. 公租徴収に關する州法の規定による執行
3. 民事訴訟法による執行

この三種の執行種類の何れが適用されるかは、從來、一般的規定によつては規整されてゐない。公法によつてその請求権が生ずるかかかる債權徴収の總括的規定は缺けてゐる。公法上賦課されてゐる金銭債務は、これに關して明示規定が適用される場合にのみ徴収され得るといふのが、今日の法律状態である。即ち、徴収法の領域には、個々の場合に或は多く或は少く雜然とライヒ法及び州法のばらばらな規定が存してゐるのである。

秩序罰の執行についても、その形態は本質的に異なるものではない。徴収は、同様に、特別規定によつて規定されてゐる場合にのみ可能である。如何なる方法で執行が行はれるかは、或は個々の場合に於いて規定されてゐるか、或は限られた領域に關して單一に規制される。該當規定は多數に、且、煩

雜に見渡し得られ、それにはまた同様に統一的系列は排除してゐる。實際上は、もとより、大部分の秩序罰がライヒ租税規則によつて徴収されるといふことを通じて、或る限界内では統一が存立してゐる。しかし、この手續の許容性に關する推定は確立されないものであつて、寧ろ、どの執行法が適用されるかは、夫々、個々の場合において吟味されねばならぬ。この理由によつて、先づ第一に、三つの執行種類の適用範囲に關して比較分類せねばならぬ。

#### II. ライヒ租税規則の適用範囲

ライヒ租税規則に基いてライヒ食糧職分團の秩序罰はすべて徴収されるのである。この原則は一連の個別規定の統合から生ずる。ライヒ食糧職分團の主組織の秩序罰と經濟的聯合團體の秩序罰とは區別されねばならぬ。

ライヒ食糧職分團—主組織—によつて規定されてゐる秩序罰は、一九三四年七月二十一日のライヒ食糧職分團の秩序罰の徴収に關する命令（官報第一部七二〇頁）によつて、財務官によりライヒ執行規則の規定に基いて徴収されるのである。經濟聯合團體の秩序罰については、往々、聯合團體命令中に、聯合團體の申出又は願出に基く徴収は財務官によりライヒ執行規則の規定に基いて行はれることを規定してゐる。該當規定は次の如し。

- (1) 醸造經濟、一九三五年四月十八日の命令（官報第一部五五六頁）第八條
- (2) 鶏卵經濟、一九三五年十一月二十二日の命令（官報第一部一三五五頁）第八條

二五三



- (3) 水産物經濟、一九三五年四月一日の命令（官報第一部五四二頁）第七條
  - (4) 園藝經濟、一九三六年十月二十一日の命令（官報第一部九一一頁）第八條
  - (5) 穀物經濟（製粉經濟を含む）、一九三五年七月十日の公示の規定における一九三四年七月十四日の命令（官報第一部一〇〇六頁）第九條
  - (6) 馬鈴薯經濟、一九三五年四月十八日の命令（官報第一部五五〇頁）第七條
  - (7) 人造バター及び人造食物工業、一九三四年七月二十三日の命令（官報第一部七二〇頁）第五條
  - (8) 牛乳經濟、一九三六年四月十七日の命令（官報第一部三七四頁）第八條
  - (9) 雜穀・混合飼料製造、一九三四年八月二十一日の命令（官報第一部七九五頁）第四條
  - (10) 畜産經濟、一九三五年二月二十七日の命令（官報第一部三〇一頁）第十二條
  - (11) 菓子經濟、一九三五年六月七日の命令（官報第一部七四二頁）第五條
  - (12) 葡萄栽培經濟、一九三六年十月二十一日の命令（官報第一部九一五頁）第八條
  - (13) 砂糖經濟、一九三四年十一月十日の命令（官報第一部一七三頁）第八條
- 同一の規則は、現今、獨立せる林業及び木材經濟に關して行はれてゐる。即ち、林業及び木材經濟の聯合團體の約款に基いて決定された秩序罰は、一九三五年十月十六日の法律第四條（官報第一部一二三九頁）によつて、ライヒ森林長又は聯合團體の申出に應じて、財務官によりライヒ執行規則の規定に基いて徴收される。

文化院組織においては、單獨院の總裁によつて科せられた秩序罰は、一九三三年十一月一日のライヒ文化院法律に關する第一施行細則第三十條第二文によつて、同様に、財務官によりライヒ執行規則の規定に基いて徴收される。同上第三十條第二文の表現法は、もとより、その點において『行政刑罰』の執行について效力を有する規定が表示してゐるほど全くは明瞭でない。けれども、これらの許で、實務上、徴收手續はライヒ租稅規則によつて理解されるのである。

更に、個々の法律及び命令において、秩序罰はライヒ租稅規則に基いて財務官により徴收されることが規定せられてゐる。即ち、一九三四年七月三十一日の卑金屬の價格に關する命令（官報第一部七六六頁）第六條第四項、一九三四年九月二十二日の外國商品の價格に關する命令（官報第一部八四三頁）第四條第四項、一九三四年十二月五日のライヒ信用法（官報第一部一二〇三頁）第四十三條、一九三三年十二月十八日の加里經濟法（官報第二部一〇一七頁）第五十五條第三項第二文がそれである。

### III. 州法上の徴收規定の適用範圍

行政上の強制手續に關する州法の規定により、價格取締署から價格取締規則に基いて決定された秩序罰は、すべて、一九三四年一月八日の命令（官報第一部一〇頁）と關聯して價格取締規則第十七條第一項に従つて徴收される。これは價格取締規則の秩序罰法が他の法領域に適用され得ると明示されてゐる場合、その限りで、亦、適用される。例へば、一九三五年十二月五日の命令（官報第一部一四



一八頁)及び一九三六年八月三十一日の命令(官報第一部七一五頁)の規定の中にある一九三五年九月四日の命令(官報第一部一一三六頁)並に、農業市場規則の一定の領域に関する一九三五年十二月三十日の命令(官報一九三六年第一部一頁)、林業及び木材經濟の市場規則に関する一九三六年五月四日の命令(官報第一部四三五頁)、及び、ザール地方における貸貸料問題に関する一九三五年六月十七日(官報第一部七六一頁)第二條第三項におけるが如きである。何故、價格取締規則の秩序罰執行が州法上の規定に基いて行はれるかの理由は、價格取締署の任務が州官廳—例へば、プロシヤにおいては知事—から利用せられる點に見出されるべきである。

その他の點については、州法上の行政的強制手續は二三の經濟秩序的法律及び命令においてのみ適用され得ることが明示されてゐる。即ち、一九三四年九月四日の商品取引に関する命令の、ライヒ全權による命令第十五條に基いて決定された秩序罰に関する第十六條、更に、一九三四年七月三十日のエネルギー經濟における申告義務に関する命令第五條第二項、一九三四年六月十五日の手工業建設に関する第一命令の第十七條第二項に關聯せる第二十四條第三項及び一九三五年十月二十六日の紡織・毛皮並に皮革經濟における公の注文に關する命令(官報第一部一四一六頁)第六條第二項(註一)において明示されてゐる。

(註一)この命令の前身即ち一九三四年八月二日の纖維布並に鞣皮經濟における公の注文の授與に關する命令(官報第一部七六八頁)は第三條第三項に秩序罰はライヒ租稅規則の規定に基き徴收される旨を規定してゐる。

#### IV. 民事訴訟法の適用範圍

ライヒ經濟裁判所又はカルテル裁判所によつて科せられるすべての秩序罰は民事訴訟法の規定に基き執行される。この規制は兩裁判所の手續規則から生ずるものである。一九〇二年五月二十一日のライヒ經濟裁判所に關する命令(官報一一六七頁)第四十四條により、ライヒ經濟裁判所の判例からして強制執行に關して、執行に關する民事訴訟法の規定がその意味に従つて適用される。この規則は一九二三年十一月二日のカルテル裁判所の手續に關する命令(官報第一部一〇七一頁)により、ライヒ經濟裁判所に組織上結合せるカルテル裁判所に關してもまた同様に効力がある。前述引用した規定に基きなされた秩序罰は、(1)ライヒ經濟裁判所により決定された秩序罰—商品取引に關する命令第十三條及び外國爲替法第四十七條によるもの—、(2)カルテル裁判所により決定された秩序罰—一九三五年二月二十七日のザール地方における代表従事に關する命令第二條(官報第一部三〇一頁)によるもの、及び一九三五年二月二十三日のザール地方における強制カルテルの創設に關する命令第九條第一項(官報第一部二三五頁)に基くもの—カルテル裁判所の所長により決定された秩序罰—一九三〇年七月二十六日の緊急命令(官報第一部三一頁)第五章第五條(價格拘束に關して)によるもの、及び一九三一年十二月八日の第四緊急命令(官報第一部六九九頁)第一章第十條(價格低下に關して)によるもの—である。



## B・ライヒ租税規則に基く徴收

## I. 原則

ライヒ租税規則に基く徴收手續は、大體について見れば、民事訴訟法に基く強制執行手續に密接に依存してゐる。もとより、二三の重要な點においては相異が存する。しかしながら、この差異は執行状態の特性から必然的に附隨して生ずるものである。財務官廳は公法上發生した債權に對して先づ執行名義を民事訴訟法による緩慢なる手續で勝ち取ることに指定せられてゐるのではなく、執行名義自體を作成し、或は兎に角、行政手續において得られた處分權を執行の爲の適格として利用し得るのである。更に、それらは強制執行の遂行について、原則として、裁判上の執行機關の執行援助を訴求するを要せず、執行自體を獲得し得るのである。この二點において、唯一の重要な差異が存し、その他の點については、瑣細な且つ實務上意味ない例外はさて置き、民事訴訟法の強制執行手續と全く同様の方法において、ライヒ租税規則に基く徴收手續が行はれるのである。原則として、次のやうに決定し得る。即ち、執行の爲の適格と管轄は行政法固有の規則に従つて居り、これに反して執行の組織と方法は民事訴訟法による強制執行手續におけると同様である。

## II. 執行名義と執行機關

(a) ライヒ租税規則に基く徴收手續に對しても同様に執行名義を要する。しかし、名義としては一定の金額を徴收するといふ執行官廳の單なる命令で十分である。秩序罰の執行は、従つて、刑罰決定

が全然財務官に送致されないのではなく、財務官が刑罰決定官廳或はその他の之に對し役目を有する官署の請求に基き書面による指令によつて秩序罰の金額が徴收されること、又は、それによつて徴收が請求せられ、書面が執行名義として用ひられるといふことを命令する方法で遂行せられ得るのである。しかし、これらの手續は、正に、簡單といふ理由からは、あまり合目的ではない。執行の遂行に關しては、請求權の種類及び目的につき、執行債務者の人等について詳細なる報告が必要である。即ち、刑罰決定から當然生ずる詳細は、従つて、今一度書面に記載せられてゐなければならぬ。しかし、他の支障もまた生じ得る。例へば、執行債務者が受領證を提示して支拂濟の旨を主張する場合には、秩序罰請求に基く支拂がなされてゐるか否かは刑罰決定なしに、屢々、調査せしめないであらう。實務上の理由からは、それ故に、刑罰決定權が財務官に移送される方法が行はれる。

刑罰決定はかくて、徴收の爲の名義を形成する。刑罰決定の形式に關しては、何等規定が存しない。しかし、執行名義に重要であるから、安全なことは、とにかく、刑罰決定が書面で宣告されねばならぬ。従つて、財務官に正本又は謄本—單純なる謄本で十分である—が移送されねばならぬ。

刑罰決定が法に依據してゐるか、さうして、執行し得べきであるかは、それが適法に徴收を請求されてゐる限り、財務官が検査し得ない。秩序罰決定の執行性に關する責任は、それ故、依頼した職務地位が擔當する。

執行債務者の抗辯は、同様、あまり執行に對して考慮され得ない。即ち、請求權の存否、若は額に



關係ある抗辯はライヒ租税規則第三百二十七條第一項により、強制手續以外で行はねばならぬ。執行債務者が請求権が失効してゐるか或は猶豫されてゐるかといふこと又、強制手續が不當であるといふことの抗辯をなすとしても、兎も角、彼は一時支拂つて置かねばならぬ（ライヒ租税規則第三百二十七條第二項）。既に支拂済といふこと、或は支拂猶豫が許可されてゐることを彼が立證する場合にのみ例へば、受領證又は書面の支拂猶豫の提示によつて執行以前に棄却さるべきである（ライヒ租税規則第三百四十五條第一項）。如何なる方法で、強制執行以外に、請求に對し抗辯が主張されるかは、明確なる規定が存しない故に、この點に關して存續する一般的規定に則るのである。法的救濟手段は秩序罰請求権が公法に屬してゐる故に與へられてゐない。租税の賠償に關する規定——ライヒ租税規則第五百十條以下——もまた、それが徴收法の要素でない故、適用され得ない。従つて、秩序罰請求権に對する抗辯は、唯、無形式に行はれるのみである。即ち、それらは、財務官によつてその徴收をなし官署に對して提出されねばならぬ。

財務官は、請求せられた場合にのみ執行を行ふのである。即ち、財務官の側から行動するのではない。請求に財務官は應ぜねばならぬ。秩序罰の徴收について、執行債務者に對する名義の外に、猶、他の者に對する名義を要することが生じ得る。例へば、秩序罰が妻に對して決定されると、執行は妻の持參せるものに行はれる。然らば、夫に對し執行受忍の名義がなければならぬ。ここにおいて、ライヒ租税規則第三百三十條が關聯して來るのである。或者が、民法に基き合法的に強制執行を受忍せ

ねばならぬ場合は、財務官は、執行が彼に對してもまた同様に行はれることを命じ得る。執行名義を提示する命令の發行前に、關係者を訊問すべきである。關係者が異論をなすならば、財務官は之に關して判定をする。この判定に對して法的救濟方法が賦與されてゐる。

(b) 執行機關は、行政上の強制手續においては、執行官廳、執行官及び裁判所である。これら三つの執行機關の下にあつて、概略、管轄權は次のやうに割り當てられてゐる。即ち、執行官廳は手續の主であり、執行官はその遂行機關であり、さうして裁判所は執行官廳が自身遂行し得ない執行行為を處理するのである。

執行官廳は財務官署である（一九二三年七月二十三日の徴收規則「ライヒ通報五九五頁」第一條に關聯せる第三百二十六條第二項）。財務官署は強制手續の遂行に關して責任を有する。それは執行官吏に執行指令を賦與し、必要な場合に執行の種類及び方法に關する指圖を定める。一定の執行行為は財務官署自體に留保されてゐる債權及びその他の財産權の差押及び振替である（ライヒ租税規則第三百六十一條以下）。しかのみならず、財務官署は裁判所の執行行為の實行を提議する地位が與へられる（ライヒ租税規則第三七二條）。

執行官廳は合目的々理由から例へば、他の地區において執行行為を爲さねばならぬ故に——他の執行官廳に個々の執行行為の處置を委嘱する。この場合には委嘱された官廳が執行官廳となる（ライヒ租税規則第三百三十一條第一項）。



執行官廳は執行官吏によつて活動する（徴收規則第二條第二項に關聯してライヒ租稅規則第三百三十三條第一項）。執行官吏は行政上の強制手續においては、大約、民事訴訟法による強制執行手續に於いて得る地位を有するものであり、彼は極度に財務官署の指圖に拘束せられる。一般に、執行官吏は財務官の役人であり、さうして、それ故に、財務官の業務監督の下に在る。それぞれの場合に執行官吏は誓約により義務を負はねばならぬ（ライヒ租稅規則第三百三十三條第二項）。その他の點については、ライヒ大藏大臣が執行の遂行をも亦裁判執行者に委任し得る。

執行官吏は實務上主要なる仕事の歸屬する執行機關である。彼は動産を差押へ、必要な轉付を實行せしめ、且つ通例、競賣によつて、擔保物件をも亦換價するのである。外部に對しては、彼は、彼が執行行爲の實行に際して自ら進んで提示せねばならぬ財務官の書面により權能ありとせられる（ライヒ租稅規則第三百三十四條）。

裁判所は徴收手續において、執行遂行上、土地臺帳への登記が必要な場合、或は不動産について執行される場合にのみ執行機關として協力するのである。従つて、裁判所の執行行爲としては、證書の授與が不可能である抵當或は土地負債の差押の土地臺帳への登記（ライヒ租稅規則第三百六十二條第一項、第三百七十一條第六項）、秩序罰請求權に對する保障抵當權の登記及び強制競賣並びに強制管理の遂行（ライヒ租稅規則第三百七十二條）が問題になるのである。これら凡ての場合に、裁判所は財務官署の申出を待つてのみ活動するのである。従つて、財務官は裁判所の執行補助を要求する場合

にも亦同様、徴收手續の主である。

### III. 徴收手續の過程

既に指摘した如く、徴收手續は方法と形式において、民事訴訟法の強制執行手續に酷似してゐる。従つて、詳細なる敘述はしなくともよからう。次に二三の言及價值ある點を拔萃しよう。

刑罰決定處分が被罰者に―送達又は無形式通知によつて―告知せられた時、及び、告知後一週間經過した時に、初めて徴收を實行するのである（ライヒ租稅規則第三百二十六條第四項）。他方、執行債務者は執行によつて、一般に、一週間の支拂猶豫期間の規定のもとに督促されるべきである（ライヒ租稅規則第三百四十一條第一文）。督促は同様に不要式に行はれ得る。刑罰決定處分の告知は秩序罰を科した官署の義務である。告知が爲されずにあるならば、財務官署は、また、執行官吏或は他の官吏によつてそれを補充し得る。督促はそれとは反對に、徴收規則第十五條第二項によつて、國庫之を行ふ。それはしかし、刑罰決定の告知が督促と結合されてゐるといふ方法には存しない。秩序罰權の擔當者が刑罰決定を告知する際には、一週間の猶豫期間中に支拂ふべきことを同時に請求し、支拂はれずに猶豫期間の經過した後財務官が秩序罰の徴收を委嘱するといふ仕方、最も、合目的々に取扱はれるのである。そのやうに進められると、國庫によつて更に督促する必要がなく、それは直に執行され得るのである。

財務官が徴收を行ふに先立つて、執行債務者の所得及び資産關係が確められ得る。それはその場合



課税手續においてそれに屬すると同一の権限を有する（ライヒ租税規則第三百二十五條第一項）。一般に、財務官署は、もとより、すでに基礎材料を手許に有してゐるから、特別の調査を必要としな

す。徴收は執行官吏が財務官署によつて執行委任を受け、しかる後に、通例先づ、動産差押によつて充足し得るやう、遣つて見るといつた方法で行はれる。動産差押に關しては民事訴訟法の強制執行手續における差押禁止の準用がある（ライヒ租税規則第三百五十條・第三百六十九條）。

讓渡を碍げる権利が第三者に在る如き物品が差押へられる場合には、第三者は執行に對する彼の異議を民事訴訟法第七百七十一條に基く反訴の方法で提出し得る。即ち、民事訴訟法第七百七十二條以下第七百七十四條の標準で執行に對し異議が提起される場合には準用がある（ライヒ租税規則第三百二十八條第一項）。訴訟については、差押へられた管轄區域にある裁判所が專屬管轄権を有する（第三百二十八條第二項）。異議に對する判決まで、手續裁判所は強制執行を一時中止し得る。

債権の差押に對しては、民事訴訟法に基く強制執行の禁止が準用せられる。かくて、差押制限は特に報酬及び俸給請求權に對して存する（ライヒ租税規則第三百六十九條）。

動産における執行が秩序罰請求權の完全なる決済を齎らざるか或は財務官署の基礎資料に基き執行の見込なきことが明である場合には、財務官署は執行債務者が財産目録を提出し、公示宣誓をなすことを要求し得る（ライヒ租税規則第三百二十五條第二項）。若し、執行債務者がそれに同意した場

合に、財務官署は宣誓を自ら履行せしむる。然らざる場合には履行せしむるやう區裁判所に依頼する。

費用と共に秩序罰の金額が動産から徴收され得ないといふことが決定した時に初めて不動産を執行し得る（ライヒ租税規則第三百七十二條第二項）。強制競賣及び強制管理は財務官署が州財務官署の同意を得てのみ提議し得る（徴收規則第四十六條）。

秩序罰と一緒に、刑罰決定において賦課せられた何程かの費用と、その他に督促費を含めた執行費用とがある（ライヒ租税規則第三百四十二條）。

ライヒ租税規則に基き強制手續において徴收の基礎をなす請求權の保全のために財務官署は物的或は人的差押並に財産押收を命じ得る（ライヒ租税規則第三百七十八條—第三百八十條）。これらの手續は秩序罰の徴收保全のために許容し得るのではなく、寧ろ、第一に秩序罰決定が期待されねばならぬ。さうして、然る後に決定に基いて直ちに最後の執行が行はれるのである—RFHE第五卷二五五頁二八八頁參照）。

### C. その他の種類の徴收

#### I. 州法に基く行政上の強制手續

行政上の強制手續に關する州法の規定は自然的であり、統一がない。同時に、大した重要な相異も存しない。徴收の組織と方法は、大體において、民事訴訟法に基く強制執行におけると同様である。



民事訴訟法に對する關係及び個々の執行規則相互の關係における重要な差異は、執行名義及び執行について管轄權ある官廳及び官吏に關してのみ存する。それによつて、刑罰決定處分がライヒ法上の規定によつて執行名義を提出する秩序罰の徴收の爲には、從つて管轄權ある執行機關の問題のみが重要である。部分的に執行に關する權限はまたライヒ法上規制されてゐる。即ち、全價格取締法に關して然りである。價格取締規則第十七條第一項により、價格取締署が管轄權を有してゐる。下級の行政官廳によつて決定された秩序罰の爲には明示的規定が缺除してゐる。これは、下級行政官廳が管轄權を有することが認められねばならぬ。

ライヒ法が明確ならざる限り管轄權は州法に則る。ここに與へられた特殊の敘述については、しかのみならずそれについてライヒ改革の進行中より正確な終局が豫言され得るのであるが、紙面の都合上斷念せねばならぬ。唯、プロシヤの行政上の強制手續についての記述のみ附して置かう。

一八九九年十一月十五日の行政上の強制手續に關するプロシヤ命令は、秩序罰の徴收の爲に、何れの官廳が管轄權を有するかに關し何等明確なる告示を與へてゐない。第四條により押收がその權限に屬する官廳或は官吏が執行官廳である。この徴表は自然的に何等の秩序罰の徴收に對する聯想を形成しない。州法の強制手續が適用され得ると宣言せるライヒ法の規定において、通例、秩序罰は『地方團體税』の如く徴收されるといふ言ひ廻しが用ひられる故、地方團體理事者達は執行官廳と看做されねばならぬ。從つて、執行請求は彼等になさるべきである。價格取締法に對しては價格取締規則第

十七條第一項によつて、價格取締署自體が執行官廳であると明確に規定せられてゐる。『地方團體税』以外の表現、例へば、商品取引に關する命令第十六條における『公租』の如きが使用される限りでは、同様に地方團體理事者が執行官廳であるといふことを認むるべきである。その他については、權限爭議が生ずる場合に、一八九九年十一月十五日の命令第四條第三項により州知事、ベルリンでは警視總監が執行官廳を定めるといふ可能性が今以つて存する。

## II. 民事訴訟法に基く徴收

民事訴訟法の規定、從つては、經濟裁判所の秩序罰のみが徴收される。經濟裁判所—ライヒ經濟裁判所、カルテル裁判所—は判決によつて秩序罰の宣告を下す。その判決から、民事訴訟法の規定に基き執行される（一九二〇年五月二十一日の命令第四十四條第一項第二項）。この場合、經濟裁判所は民事訴訟法の手續裁判所に代るといふ相異のみが存する。それ故に、それは民事訴訟法第七百三十一條、第七百六十七條以下第七百七十條、第七百九十一條において規定されてゐる判決を行ひ、さうして經濟裁判所の所長は民事訴訟法第七百三十二條に基く命令に對して管轄を有してゐる（一九二〇年五月二十一日の命令第四十四條第三項）。その他の點については、ここに周知のものとして前提され得る民事訴訟法の強制執行手續が出来る。秩序罰の決定を提議した職務地位が執行手續において、執行の遂行に對し必要な提議をせねばならぬといふ債權者の役割を擔當せねばならぬことが、單に尙、指定さるるのみであらう。



露光量違いの為重複撮影

ヘルムート・メースケ 經濟に於ける秩序罰 終り

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正一〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	〇、二	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエリノ警察
第九號	二、七	復讐ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、〇	英國ノ判事及ますた一論
第一三號	二、一	英佛ノ辯護士法制
第一四號	二、二	獨逸ノ辯護士法制
第一五號	二、三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一六號	三、一	辯護士倫理
第一七號	三、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一八號	三、三	英國監獄制度
第一九號	三、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	大正二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、三	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、三	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論(附)統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁株ノ社會政策的立法概観
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働者調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、一〇	司法制度改良論
第三三號	三、一〇	獨逸新經濟法
第三四號	三、一〇	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)



# 露光量違いの為重複撮影

ヘルムート・メースケ 經濟に於ける秩序罰 終り

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正二〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	〇、三	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及フランスノ警察
第九號	二、七	復讐ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、〇	英國ノ判事及ますたー論
第一三號	二、一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	二、二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	二、三	辯護士倫理
第一六號	二、四	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	二、五	英國監獄制度
第一八號	二、六	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	大正二〇、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働者ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	二、八	短期自由刑論
第二八號	二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	二、九	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	二、〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	二、〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	二、二	司法制度改良論
第三三號	二、二	獨逸新經濟法
第三四號	二、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)



第三五號 大正三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國及瑞西之部)	第四九號 大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號 一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諸國之部)	第五〇號 一、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號 一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及寸こつとらんとニ於ケル刑事手續	第五一號 一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號 一、二	佛國借家借地法	第五二號 一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及検屍官裁判所ノ組織)
第三九號 一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號 一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號 一、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號 一、一〇	佛國商事裁判制度
第四一號 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南洲之部)	第五五號 一、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南洲之部)	第五六號 一、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號 一、二	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞務法正文
第四四號 一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號 一、三	米國少年裁判法
第四五號 一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第五九號 一、三	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第四六號 一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	第六〇號 一、四	不定期刑言渡ノ制度
第四七號 一、六	瑞西辯護士法	六一號 一、四	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號 一、七	露西亞事情	六二號 一、四	英國刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
		六三號 一、四	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)

第六四號 大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號 大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號 一、四	獨逸國後見制度(後編)	八一號 一、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號 一、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號 一、二	北米合衆國裁判制度(一、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號 一、四	假釋放	八三號 一、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號 一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録	八四號 一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(全文論議)
第六九號 一、五	諸國ノ刑法草案	八五號 一、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授述陪審制度論
第七〇號 一、六	英國司法警察論	八六號 一、五	刑罰ニ關する制度(其三)
第七一號 一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號 一、六	正義と貧民(其一)
七十二號 一、七	司法行政上ヨリ見たル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號 一、七	正義と貧民(其二)
七三號 一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書	八九號 一、七	刑罰ニ關する制度(其四)
七四號 一、八	漢臺ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號 一、八	刑罰ニ關する制度(其五)
七五號 一、八	司法行政上ヨリ見たル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號 一、九	英國に於ける警察裁判所
七六號 一、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書	九二號 一、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所の實務(第三篇)
七七號 一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號 一、九	刑罰ニ關する制度(其六)完
七八號 一、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概観)	九四號 一、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七九號 一、二	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號 一、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
		九六號 一、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
		九七號 一、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)



第九八號	大正三、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號	昭和ニ、ハ	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號	一、二	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號	ニ、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號	三、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號	ニ、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號	三、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號	ニ、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號	三、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號	ニ、一〇	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號	三、二	英國陪審の組織資格選定召集等に関する省取調委員會報告書 第二卷(其二)	第一二〇號	ニ、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號	三、三	司法ニ關スル法制	第一二二號	ニ、二	賭博に關する調査
第一〇五號	三、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號	ニ、三	佛國の檢察制度
第一〇六號	三、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二三號	ニ、三	フレデリック・バイウオスターズ及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號	三、四	保安處分	第一二四號	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號	三、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二七號	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號	三、六	單獨判官と司法官制	第一二八號	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號	三、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號	三、六	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一一三號	三、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號	三、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察			

第一三一號	昭和ニ、九	ソヴィエツト露西亞の法制(前篇)	第一五一號	三、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號	三、一〇	ソヴィエツト露西亞の法制(後篇)	第一五二號	三、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號	三、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號	三、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號	三、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號	三、七	獨逸刑法及び行刑法施行法草案
第一三五號	三、三	治安判事論	第一五五號	三、八	獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一三六號	三、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號	三、九	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號	三、二	刑の量定(前篇)	第一五七號	三、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號	三、三	刑の量定(後篇)	第一五八號	三、二	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號	三、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號	三、三	德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號	三、五	陪審裁判手續に關する間(前篇)	第一六〇號	三、一	少年保護司指針
第一四一號	三、六	陪審裁判手續に關する間(後篇)	第一六一號	三、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號	三、七	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號	三、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號	三、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號	三、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號	三、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號	三、八	佛國司法制度(前篇)
第一四五號	三、一〇	ソヴィエツト露西亞民法(前篇)	第一六五號	三、九	佛國司法制度(後篇)
第一四六號	三、二	ソヴィエツト露西亞民法(後篇)	第一六六號	三、一〇	德川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號	三、三	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號	三、一	支那歷代刑事法思想(上卷)
第一四八號	三、一	ソヴィエツト露西亞刑法	第一六八號	三、二	支那歷代刑事法思想(下卷)
第一四九號	三、二	ソヴィエツト露西亞裁判所構成法刑事訴訟法行刑法			
第一五〇號	三、三	英米獨佛の手形法及小切手法			



第一六九號 昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)	第一八八號 昭和九、〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポーランド改正刑法及ポーランド違警罪法
第一七一號	七、八 刑事事件集(附)刑事事件起按小手引	第一八九號	九、二 取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
第一七二號	七、〇 ソヴェイェト法の理論	第一九〇號	九、二 米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一七三號	七、三 德川禁令考(第二帙)	第一九一號	〇、一 一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一七四號	八、三 德川禁令考(第三帙)	第一九二號	〇、二 德川民事慣例集(動産の部)
第一七五號	八、五 民事事務修習の栞	第一九三號	〇、三 獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一七六號	八、八 德川禁令考(第四帙)	第一九四號	〇、四 一九二八年スペイン刑法
第一七七號	八、九 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に說明書(一)	第一九五號	〇、五 ポーランド新民事訴訟法(一九三三年)
第一七八號	八、〇 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に說明書(二)	第一九六號	〇、六 獨逸刑法提要(上)
第一七九號	八、二 搜查事務に就て	第一九七號	〇、七 ソヴェイェト・ロシアは犯罪を克服する
第一八〇號	八、三 德川禁令考(第五帙)	第一九八號	〇、八 伊太利刑法典
第一八一號	九、一 獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)	第一九九號	〇、九 伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條
第一八二號	九、二 犯罪生物學原論	第二〇〇號	一〇、〇 一九二二年第二回 海牙萬國手形法統一會議議事錄
第一八三號	九、四 德川禁令考(第六帙)	第二〇一號	一〇、一〇 一九二二年海牙に於ける偽替手形及約束手形に付ての審査委員會會議記錄
第一八四號	九、五 ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)		
第一八五號	九、七 プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂		
第一八六號	九、八 英國に於ける裁判と警察		
第一八七號	九、九 德川民事慣例集(人事の部)		

第二〇二號 昭和〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法	第二二〇號 昭和二、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二〇三號	一〇、三 ユーゴスラヅキヤ新民事訴訟法	第二二一號	二、三 德川裁判事例(刑事ノ部)
第二〇四號	二、一 獨逸刑法提要(中)	第二二二號	二、二 一九三〇年獨逸國株式會社法及株式合資會社法草案並に說明書
第二〇五號	二、一 德川民事慣例集 不動産の部(上)	第二二三號	二、二 一九三一年九月獨逸國株式會社法改正に關する緊急律令
第二〇六號	二、二 佛國刑事訴訟法	第二二四號	三、一 一九三五年六月二十八日の獨逸刑法改正法並に刑事訴訟法及裁判所構成法の改正條文と各理由書
第二〇七號	二、三 伊太利刑法典報告	第二二五號	三、三 佛國法學通論
第二〇八號	二、三 伊太利刑事訴訟法典報告	第二二六號	三、三 初等英法教科書
第二〇九號	二、四 佛國民事訴訟法改正草案	第二二七號	三、四 フランス、ドイツ及イギリスに於ける裁判所と刑事
第二一〇號	二、四 米國に於ける指紋採取法(附)沃度法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程並に指紋分類規程及同規程附表	第二二八號	三、四 第十一回國際刑法及び監獄會議關係論文集
第二一一號	二、五 ナチスの法制及び立法綱要(刑法及刑事訴訟法の部)	第二二九號	三、五 滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新
第二一二號	二、五 英國の刑事裁判	第二三〇號	三、六 獨逸刑事判決の作成
第二一三號	二、六 德川民事慣例集 不動産ノ部(下)	第二三一號	三、七 新法律學の基本問題
第二一四號	二、六 個人主義的國家概念と法人國家	第二三二號	三、八 清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小山豊太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件
第二一五號	二、七 獨逸刑法提要(下)	第二三三號	三、九 滿洲帝國民法典
第二一六號	二、八 德川民事慣例集 訴訟ノ部	第二三四號	三、一〇 將來の獨逸刑法(總則)
第二一七號	二、九 ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度改正について	第二三五號	三、一一 滿洲帝國商事法規
第二一八號	二、一〇 新獨逸刑法に對する國民社會主義的總論(第一部)		
第二一九號	二、二 民事司法の疾患外三篇		



第二三六號 昭和三、一	將來の獨逸刑法(各則) 上 刑法委員會事業報告	第二五四號 昭和四、六	將來の獨逸刑事訴訟手續(上) 刑事訴訟法委員會報告
第二三七號 〃 一、二	滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法	第二五五號 〃 一四、七	裁判官による契約の修正
第二三八號 〃 一、三	將來の獨逸刑法(各則) 下 刑法委員會事業報告	第二五六號 〃 一四、八	將來の獨逸刑事訴訟手續(中) 刑事訴訟法委員會報告
第二三九號 〃 一、四	一九三七年獨逸株式法理由書	第二五七號 〃 一四、九	間諜行爲
第二四〇號 〃 一、五	法律家たるの適性に就て(法律家特 に判事の職務に就いての心理學的考 察)	第二五八號 〃 一四、一〇	佛蘭西刑法典 (附)獨逸裁判所構成法・刑事訴訟法 中改正法文
第二四一號 〃 一、六	一九三七年獨逸國司法官試補指導者 會議錄	第二五九號 〃 一四、二	裁判所構成法註釋 並裁判所構成法議事速記録
第二四二號 〃 一、八	株式會社貸借對照表論(上)	第二六〇號 〃 一四、二	將來の獨逸刑事訴訟手續(下) 刑事訴訟法委員會報告
第二四三號 〃 一、八	株式會社貸借對照表論(下)	第二六一號 〃 一四、三	スイス債務法
第二四四號 〃 一、九	獨逸に於ける試補養成上の諸問題	第二六二號 〃 一五、一	瑞西統一新刑法典
第二四五號 〃 一、一〇	戰爭と犯罪	第二六三號 〃 一五、二	獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際
第二四六號 〃 一、三	一般條項への逃避及び獨逸大審院と 利益法學	第二六四號 〃 一五、三	獨逸に於ける價格關係の 諸問題(其一)
第二四七號 〃 一四、一	イエーナに於ける檢事並に刑事裁判 官の刑事法講習、外法曹教育に關す る論文三篇	第二六五號 〃 一五、四	民事訴訟に於ける證據法上の根本問 題
第二四八號 〃 一四、二	商標法	第二六六號 〃 一五、五	情況證據の原理(上)
第二四九號 〃 一四、三	商標に關する法律の史的基礎	第二六七號 〃 一五、五	戰爭と犯罪
第二五〇號 〃 一四、三	保險關係論集	第二六八號 〃 一五、七	伊太利民事訴訟法豫備草案報告
第二五一號 〃 一四、四	評議の秘密	第二六九號 〃 一五、八	各國現行刑制度
第二五二號 〃 一四、五	社會と監獄	第二七〇號 〃 一六、六	中華民國臨時政府民法親族相續編修 正案
第二五三號 〃 一四、六	豫審の問題		

第二七一號 昭和六、六	ホーへ編司法精神病學綱要(上)
第二七二號 昭和六、九	情況證據の原理(下)
第二七三號 昭和七、一	徳川時代裁判事例(續刑事ノ部)
第二七四號 昭和七、二	一九三一年獨逸民事訴訟法草案批評
第二七五號 昭和七、四	ヘーデマン獨逸經濟法綱要(上)
第二七六號 昭和七、四	犯罪と其の鎮壓
第二七七號 昭和七、九	印度刑法
第二七八號 昭和七、九	國際海上賣買法上の比較法學的考察
第二七九號 昭和七、九	獨逸經濟刑法・經濟に於ける秩序罰



145  
54

Blank page with faint rectangular border.



終

日本標準規格A列五號